

317.76

Si298b

司法資料 120

米國に於ける指紋採取法

司法省調査課

昭和11年4月
国立国会図書館

317.76

Si298b



0008368000

0008368-000

317.76-Si298b



米國に於ける指紋採取法

司法省調査課・訳編

司法省調査課

1936

ABH



料 資 法 司

號 十 百 二 第

米 國 に 於 け る 指 紋 採 取 法

附 沃 度 を 以 て 檢 出 し た る 潛 在 指 紋 の 定

著 方 法 (獨)

我 司 法 省 指 紋 原 紙 取 扱 規 程 並 指 紋 分
類 規 程 及 同 規 程 附 表

〔 禁 轉 載 〕 (昭 和 十 一 年 四 月)

司 法 省 調 査 課



418887

317.76
SI 298h

317.76
SI 298h

本號主として收むるところはアメリカ合衆國司法省寄贈に係る指紋術 *Fingerprints* の邦譯である。同書は同省聯邦調査局が警察吏員に對し配付する目的を以て編纂されたもので幾分宣傳的のものである。けれどもよく簡明に生存者並死體の指紋及所謂潜在指紋の採取方法を示し且指紋に關する英米の裁判例を摘記し我國に於ても大に參考とするに足るものである。特に裁判例は判檢事に取っても興味あるものと思はれる。

本號には附録として *Dr. M. Wagenaar* 氏が *Archiv für Kriminologie* Band 97. 1. u. 2. Heft に發表した沃度を以て檢出したる潜在指紋の定着方法に關する提案 *Vorschlag eines Verfahrens zur Fixierung der mit Jod sichtbar gemachten latenten Fingerabdrücke* の翻譯をも收めた。

前者は當課碓萬次郎囑託が翻譯したものに司法技手金田榮三郎氏が専門語に訂正を加へたもので、後者は當課伊藤俊夫囑託に命じて邦譯させたものである。

本號には更に附録として我司法省の指紋原紙取扱規程並指紋分類規程及同規程附表をも收めた。此の分は衛生官芥川信博士の厚意に依りたるものである。

茲に筆寫に代へ排印する。

昭和十一年四月

司法大臣官房調査課

目次

指紋術

一、指紋採取法……………一

二、死亡者の指紋採取法……………三

三、潜在指紋……………五

 (イ)潜在指紋捜査……………六

 (ロ)被疑者の選除……………一六

 (ハ)潜在指紋の現象……………一七

 (ニ)潜在指紋の寫眞作業……………二〇

 (ホ)潜在指紋の浮揚(Lifting)……………三三

 (ヘ)指紋特質の分析及専門家の證言……………三三

 (ト)概括結論……………三五

四、指紋に關する裁判決例……………三五

 (イ)指紋證據の發達、其確實性と承認受理……………三六

 (ロ)指紋を採取せられたる者の憲法上の權利侵害主張……………三五

 (ハ)掌紋問題……………三六

(ニ)潜在指紋事件に要する證據の具體量……………	元
沃度を以て檢出したる潜在せる指紋の定著方法に關する提案(ワーゲナー)……………	四三
指紋原紙取扱規程……………	四七
指紋分類規程及同規程附表……………	六六

目次終

發送に際し一言す

本小冊子は指紋鑑定の價値を認め其活動能率を増加し且つ犯罪行動の分野を縮少せんが爲め斯の重要な科學を利用せんと欲する當國多數の警務吏員に對し、其一助として當聯邦調査局の編修に係るものとす。初めて指紋事務に従事し、而して之に關する資料を求めんと欲する吏員に取り、特に重要な價値を有す。

一九二四年「レヴンウオース」刑務局と、國際警務長協會の維持せる「ワシントン」府に於る全國犯罪鑑識局の併合を経て、指紋本部の組織以來、當聯邦調査局の指紋事務の著しき發展は、人物鑑識の確實なる手段として、指紋の實價を十分に立證するものとす。

其發展は實に目覺しきものありと雖も、今尙ほ鑑識の手段として、指紋を利用せざる多數の吏員ありと思はるゝを以て、其手續の至て簡單なることを示して、此等吏員を納得せしむる希望を以て、斯の小冊子を編修するに至れり。

一九三五年三月一日

「ワシントン」府

合衆國司法省聯邦調査局

調査局長 ゼー・エドガー・フリーザー 自署

司法資料 米國に於ける指紋採取法
第二百十號

一、指紋採取法

其職務執行に伴ふ必要上斯の重要な科學を利用せんと欲する各警務吏員に對し良巧なる指紋捺捺の爲めに要する設備品は至て安價にして何人に對しても決して禁止的多大の經費を要するものに非ず。先づ其設備品として印刷用のインキ一管、ローラー一本、手指を染めるインキ盤一臺及び能ふべくんば指紋カードを收容する箱一個より成るものなれども、其カード箱も絶対必要と云ふに非ずして唯だカードの汚染を防がんが爲めに之を收むるに便利なる補助器具とす。又インキ盤も同時に多數の指紋を捺捺する場合インキの配布に使用するも少數指紋の捺捺には必ずしも之を必要と認めざるべし。

最良の効果を望めば印刷用黑色インキを使用すべし何となれば其インキは乾燥迅速にして染汚する危険なく直に次の捺捺に取り懸る便利あるを以てなり。又其インキが餘り濃過ぎる際には之を温め若くは薄め液を用ひて之を溶き其インキの構成粘度を加減するに甚だ簡單なるを以てなり。普通の文筆用インキや一般捺捺用のインキは餘り好ましくならず。斯るインキを以て捺捺したる印象は常に不明瞭なるを免れず。

指紋事務に最も適當なるローラーは印刷者が組盆校正刷製作の爲めに使用するものに似て其大小は人々の必用に依り決定するものなれば各従業員的選擇に一任すべきも普通長さ約六吋直徑約二吋位にして而して之

は印刷器具店に於て販賣す。

都合良きインキ盤は頂上を硝子等の堅剛にして無孔の物質を以て掩ひたる鐵軌の丁型に類する型を有する木材を以て製造したるものなれども、幅六吋長サ十四吋位厚さ四分の一吋の硝子板も常に其目的に適すべし。此硝子インキ板は手指を染むる際本人の前腕と水平の地位に至る高度に之を昂むるを要す。例へば其者の腕と同一高度の卓上又は机上の一端に之を置くべし。此地位を以てすれば技術家は其者の手指に感ずる不時の緊張壓迫等を避け而して一層平均の印象を採取するを確信し得べし。其硝子板を机上の一端に置くときは其際押捺を爲さざる他の指は之を机上より退け得るが故に押捺進行の邪魔を避くるを得。

右の設備品に加ふるに其者の手指を整備し且つ使用後インキ臺、印刷ローラー等を十分に拭き取る爲め洗滌液及綿布等を用意すべし。變性アルコール、ベンジン又は揮發油は此目的に適し而して此等洗滌液の使用を怠るときは塵芥、物屑、又は凝結したるインキ等の爲めに惹起する虚偽の印象を得るに至ることあるものとす。

手指の印象は八吋×八吋幅のカード厚紙を使用すべし。何となれば此幅員は記入の便利及び交換の統一を期する爲め一般に採用し居るを以てなり。左第一圖は聯邦調査局の提供する標準カード用紙に適當に押捺せる指紋を示したる圖解なり。

左の圖解に依り何人も指紋押捺に關する二個の方式あるを認め得べし圖面上部の拇指、食指、中指、無名指及小指は其順位に依り左右兩手十個の指型を個々別々に押捺したるものにして「回轉押捺」と唱へ。カード

第一圖

LEAVE THIS SPACE BLANK

Name John Doe Classification _____
Alias James Smith Ref. _____
No. 10101 Color W Sex M

1.-Right Thumb	2.-R. Index Finger	3.-R. Middle Finger	4.-R. Ring Finger	5.-R. Little Finger
6.-Left Thumb	7.-L. Index Finger	8.-L. Middle Finger	9.-L. Ring Finger	10.-L. Little Finger
Four fingers taken simultaneously		Amputations _____	Four fingers taken simultaneously	
Left Hand		Left Thumb	Right Thumb	Right Hand
Classified by _____	Prisoner's signature <u>John Doe</u>			
Verified by _____				
Searched by _____				

PLEASE DO NOT FOLD THIS CARD

面下部に於る小形の指紋は同時に各手の全部を押捺したるものにして「平面押捺」と呼び回轉押捺の結果に對する査照として使用するものなり。

回轉押捺に關する注意の必要を理解せんと欲せば指紋の分類は指型、(Pattern) 隆起線數、(Ridge counting) 線跡、(Ridge tracing) 等に基く類別を含み而して一定の中心點が其分類を可能ならしむるに必要缺く可らざるものなる事を記憶するを要す。

第 二 圖



第二の圖解は回轉押捺の必要なる理由を示すものとす。何となれば上圖のAとBとは同一手指を押捺したる印象なればなり（一見同一指紋に非ざるが如きも）。Aは十分に回轉たるものにして其手指の分類を明示しBは唯だ指端の一部のみを押捺したるものなれば稍もすれば分類者をして其指紋は突起弓狀（Jented arch）に非ざるやを疑はしめんとする部分のみを現はすに過ぎず。正確なる分類を確定せんとせば回轉押捺の擴大せる表面は一層比較點の多數を技術家に提供することを認め得べし。

技術家が手指の押捺に着手する準備の際硝子板若しくは正式のインキ盤を有するときは其盤上に極少量のインキを塗り而して盤全面が「フィルム」の如く極稀薄に蔽はれるまで「ローラー」を以て能く之を配布するを要す。

其者の身體は腕長の距離を隔て、インキ盤の前に立たしめ、回轉押捺には指端をインキ盤の上に置き爪の平面をインキ盤面と直角に立て而して指の裏面が反對の方面に向ふまで

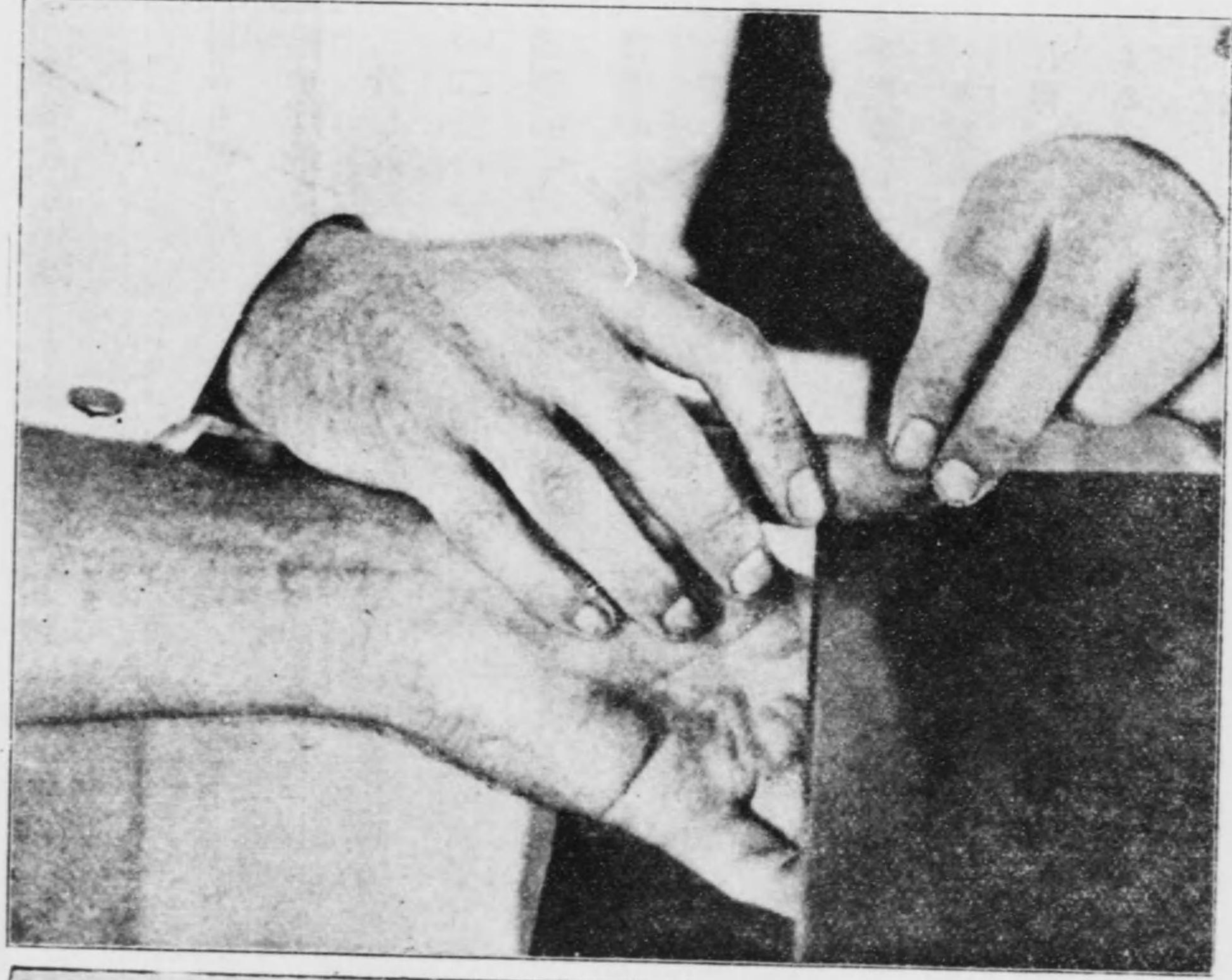
之を回轉して押捺すべし。

各指とも先端より第一關節の下部に至るまで平均に之を染ることに十分の注意を拂ふべし。

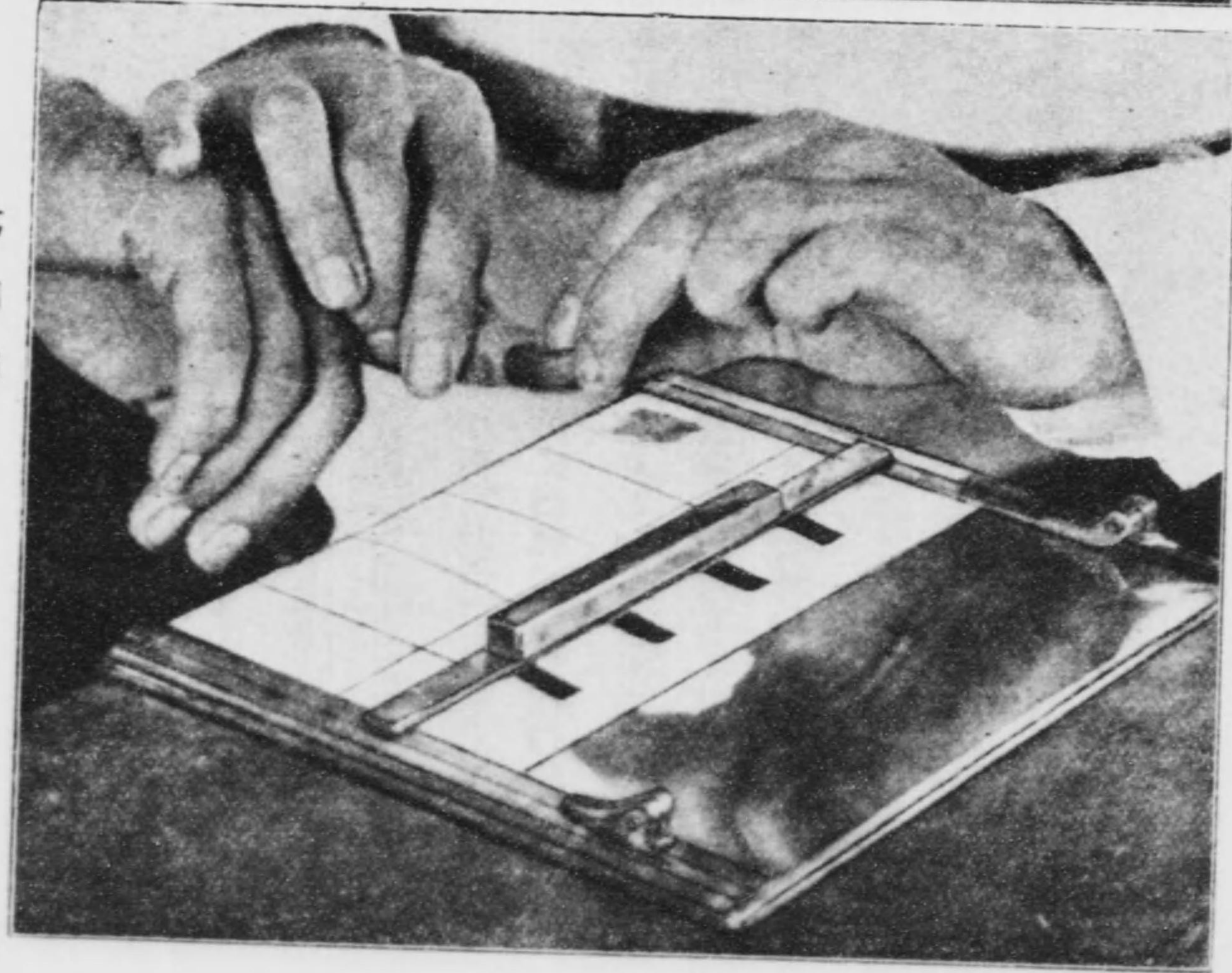
軽く其指をカード紙の上に押當て右と全く同一の方法を以て之を回轉せば手指全面の明瞭なる回轉印象を得るものとす。右手の拇指より始めて次に食指、中指、無名指、及小指の順序を以て個々別々に染め且つ押捺せば最良の結果を望み得べし。

若し前腕部の解剖學又は骨骼組織を考慮し回轉押捺を行へば一層統一せる良指紋を得。前腕部の骨骼組織中二個の重要な骨格は徑骨及び尺骨と喙へ徑骨は手腕の拇指側に在り而して尺骨は其小指側に在りて其名稱の示す如く徑骨は恰も車輪の車輻が中穀に於けると同しく尺骨の半徑に自由に回轉す。指紋押捺に付き此自然の運動を利用し徑骨を常に反對側より其自然の地位に向け尺骨の方へ回轉せしむべし。依て拇指は常に身體の方へ向け捲き撮るを要す。此方法は回轉完了の際手指を弛め而して滑脱等の危険なく且つ紋様染汚の恐なくして印面より其指を上げ離すことを得。第三及第四の圖解は手指を染め及び回轉印象を採取する際に手指取扱の適當なる方法を示すものとす。

インキの塗布及び回轉押捺に働く壓度は甚だ重要にして此の指壓量は經驗及び觀察力に依り十分之を判断し得べし。然れども身體の安定を保ち盤面に於る手指に運動及び壓力を加ふることなき様に本人に注意を與ふるは極めて必要の事なり。何となれば若し然らずんば技術家は之が爲めに紙面に於る指の壓度を測定する能はず且曖昧なる印象を生ずることあるを以てなり。又時として或種の人物の指紋を押捺する際に職業其他



第三圖



第四圖

の理由に由り隆線磨削し若くは不明瞭なる場合あるを経験すべし。此等の場合に適當なるインキ分量の正確なる使用と共に壓力を適當に加ふれば良巧なる印象採取の助となるものとす。若し又隆線全く消滅し都合好き印象を採取する能はざるものと認むる場合には其隆線の破壊を來したる平常の職業を休ましめ一二週間の後ち之を拇捺し時として良好なる印象を得ることなしとせず。

「平面押捺」を爲すには右手の四指を軽くインキ盤に押當て然る後指紋カードの下部右方に於る所定の區劃内に同時に之を押捺すべし。

左手の四指に付きても亦た右と同一手續を遂げ押捺したる後ち兩手の拇指を染め一緒に之を所定の欄内に押捺すべきものとす。第五の圖解は「平面押捺」の正確なる方式を示すものなり。

若し本人の手指中切斷せられたるものあれば其喪失せる指の欄内に「切斷」と記入し指紋分類に對し相當の注意を與ふべし。若し又其手指中に創傷、火傷、若くは繃帶等の爲めに押捺し能はざるものあるときは其指の欄内に其理由を説明すべし。然らざれば分類者をして切斷せられたるものと誤認する結論に陥らしむることあるべし。

尙又指紋カードの表面左側上部には本人の氏名、假名、肌色、及性等を明瞭に記入するを要す。此點の正確は惹て鑑識の不確實及び混亂に導く禍因たることに特に注意を拂ふべきものとす。

指紋カードの裏面全部は罪名、人相及犯罪經歷等に關する資料の記入に供せらる。此點をも參照するときは裁判用若くは其他逮捕に關する明細顛末を知る必要に接する時無益の費用と不便とを大に避け得るものと

し。

當聯邦調査局に於て日曜祭日を除き毎日約七千五百人の發送者より受理する指紋數は約二千八百枚にして現在彙集保管せる總數は大約四百六十萬枚の犯罪者指紋及び五百七十萬枚の索引カードにて現在存在する犯罪者指紋記録庫中最大にして最完備せるものとして其實價を有するを以て各地の法律執行機關に對し報道の便益を提供し得ることは何人も之を認むる處なるべく、毎曆月中に受理する指紋總數の約五割則ち二萬四千人の前科者記録の鑑識を遂げ來れり。本局の職務に對しては何等の手数料を要せざるを以て各地の法律執行吏員は其便益を利用せられんことを茲に慫慂す。

聯邦調査局は勿論可及的各種の方法を以て進んで共同活動を爲さんと欲し被搜查者の記録を揭示し之を探查する一課を設置し此方面よりも毎月約四百人の逃亡者の鑑識を遂げ居れり。此課は逃亡者逮捕に従事する法律執行機關に取り最大價値を有するものと認むるを以て右逮捕機關に於て本局記録庫内其他に存在する指紋記録に依り逃亡者の居所を知らんとせば本局に移牒して自由に右課を利用せんことを希望す。右に擧げたる同課の鑑識數は勿論本局毎月の鑑識總數の一部に過ぎざるなり。本局は又逃亡者捜査の一手段として全國重罪犯の爲めに捜査せらるゝ逃亡者を表示する月報を出版し之を本局へ指紋を移送せる各法律執行吏員へ發送し來れり。右月報は本局の調査部及技術部に於て研究せる潜在指紋、暗號、其他刑事學の分野に於ける類似の科學性を有する問題に關する論文等を掲載するを以て法律執行吏員に取り現實興味ある有益の記事を有するものなり。

指紋寄贈者の便利を計り本局は請求に應じ左記問題に關する小冊子を供給す。則ち民事指紋鑑識、刑事指紋鑑識、個別指紋装置、興味ある潜在指紋事件、國際指紋交換、ヘンリー氏指紋鑑識法の修正及追加版並にモーチマー、ケリー事件判決文等之れなり。

又當聯邦調査局は全世界に涉り外國に存在する刑事局々長と交渉を遂げ其國の市民又は出身者なりと信ぜられる者の指紋を此等刑事局へ送達することゝ爲せり。

依て若し各法律執行機關に於て考慮中の人物に關し外國に於ける犯罪記録あるべしと信ずる理由を有するときは何時にても本局は喜んで其者の指紋二葉を受理し而して其一葉を其外國鑑識局へ送達したる上外國記録の有無如何を其關係吏員に通知すべし。

指紋記録方式として當聯邦調査局は指紋の分類及其記録に付き十指を單位と爲すヘンリー追加方式を採用し、更に誘拐者、強請者銀行強盜、及其他著名なる事件に關する犯罪者の個別指紋彙集庫を設け居れり。此特殊類別は主たる記録庫の補助として犯罪現場に於て發見せる潜在指紋を鑑識する目的に供し來れり。斯る犯罪者の個々別々の潜在指紋は別個の類集に之を保管するに非ざれば本局が其潜在指紋を鑑識するに際し困難と認むるが故なり。然れども若し其被疑者の人相書と共に其氏名、偽名、假名等の資料を供給せらるるときは其潜在指紋と本庫の完全指紋と比較し其者の鑑定を遂げ得る可能性を有す。本局は尙ほ喜んで各種潜在指紋を受理検査し且其事件に關聯し捜査の一助ともなるべき各種の意見を提供すべし。

警務吏員に於て注意せられんことを望む最も重要な要素の一は本局へ宛て送達せらるゝ指紋者全部に付

き其事件の處分をも併せて供給せられんこと之れなり。此の處分通知の怠慢は屢々裁判所取調の爲めに必要な完全の報告を要する際時間及勞力の浪費を來す結果となること前述の如し。今日現に本局は各刑務所方面よりは收容、釋放、移送、特赦及假出獄等所内人員の移動に關する詳細の資料供給を受け居れり。

指紋記録交換の便に供する爲め指紋カード用紙、捜査揭示用紙、死亡記録用紙、郵税無料宛名附封筒及處分通知用紙等はワシントン府合衆國司法省聯邦調查局々長宛請求あり次第無料にて之を提供し尙又本小冊子入用の節は請求あり次第何冊にても同局長より無料にて受領せらるべし。

一、死亡者の指紋採取法

當聯邦調查局は指紋の鑑識に依り死亡者と共に健忘症患者等にして不明なる人物の鑑定を確立して屢々諸吏員に助力を與へ來れり。本小冊子は茲に不明死亡者の指紋採取の技術を示し且或吏員が現に實地に應用し來れる方法に關し意見を表示すべし。

一般に之を説明せば指紋採取の技術者は三階級の死亡者に付押捺を行ふ必要あるものとす。すなはち最近に死亡したる者に對しては其手續比較的單純なるも、十指既に硬直を來たし若くは腐敗の初期又は其雙方を招き居る者に對しては相當の困難を経験すること珍しからず。而して最も困難なるものは其屍體崩壞、分解、腐敗、腐爛の度に達し居る場合なり。以下各々個別に其問題を討究すべし。

(一)若し其手指が尙ほ弾力を有するときは經驗ある技術者は普通押捺の手續に依り標準カード用紙に死亡者

の指紋を採取するを得るも通常はカード用紙中十指の各「角欄」を切抜き別々に各指の周圍に「捲き」付くれば一層便利なりと考へらる。斯の如くせば「刷り落」又は「染汚」の危険なく完全なる指紋を採取するを得。注意して各「角欄」の背面に其指の所屬番號を附し十指とも完成したるとき他のカード紙へ各々其地位に従ひ之を貼付すべし。若し有効と認むるときは「同様」の印象を完全カード面(平面印象欄を指すか)にも之を貼附するを得。勿論其手指は生存者の場合と同じく押捺前之を清拭せざる可らず。此際廣幅の無刃の小刀若くは篋に類する器具を用意し之にインキの稀薄なるフィルムを塗布し、各指を染るに此器具を用ゆるを便利なりとす。幾多の巧良なる押捺が普通の護謨ローラーを以て仕上られ居るも手指の周圍を右のインキ器具を使用して各指を染むるときは一層良好にして且統一せる結果を得るものと思考せらる。此器具を使用せば手指硬化の近づける際に使用甚だ困難なるインキ盤や又は硝子板の使用を避くることを得るものとす。

(二)茲に本問題第二の状態に付き考慮すべし。屍體の手指が屢々硬直し且握締め居ることあり。之を緩めるには伸縮腱の切斷等外科的手術を要す。然れども通常各指の間に前述の切抜き角欄を挿入して指紋を採取することも亦た可能とす。此作業には他に一本の篋又は匙形の器具を使用することに依り大なる助を得るものとす。其方法は右器具則ち匙の凹部に豫め用意せる切抜き角欄を適當の順序に依り交る代る嵌込み(其匙は勿論把手を有するものにして直徑四分の三吋長さ一時の鉛管に類する物の兩端を對角線に切斷せる半徑型のものなるべし)斯の匙の中に固定せる右の角欄をば他の手を以て固く支へ居る屍體の手指の間に向

け軽く押當て指紋を押捺すべし。其角欄は匙の型に一致し半圓徑と爲り居るが爲めに回轉押捺を容易に遂げ得るものとす。

本冊子中以上述べたる處は指肉尙ほ附着し磨擦線完全なる手指の押捺に關するものなるか。手指既に磨敗し初め居る時は全く別個の問題生ずべし。斯る場合手指の取扱技術は周圍の事情に應じ大に變化すべし。此場合外科醫又は木乃伊師の助力を求むべきものと爲され且普通の技術者に於ては適當の便利を有せざるものとせらる。又屢々屍體の皮膚剝落し若くは收縮し居るが爲め。押捺せる紋様が唯だ僅かに一部又は一片に止ることあり。斯る場合苛性酸の液體に浸し其皮膚を膨脹せしめ。其指普通程度に達するに及んで破裂に注意し急速に清水を以て之を洗ひ然る後酒精又はホルマリン液に浸し置くべし。又其皮膚は尙ほ完全に固着し居るときは屢々バラフキン注射を其指に行ひ指端の膨脹を惹起せしめ、インキ塗布及び押捺に適せしむるを得るものとす。其取扱及押捺に供する爲め其手指の切斷を行ふ場合も亦た多し。之れ亦常に外科醫の手術を必要とし其取扱に十分注意せざる可らず。

(三) 第三級集團の場合には其取扱ひ最も困難とす。皮膚の組織極て腐蝕し且つ柔軟にして注意ある取扱を爲すにも關らず往々其小片がインキ器具に附着し押捺の結果唯だ曖昧不明の印象を得るのみに止まることあり。其指の組織が腐蝕の爲めに剝落すること決して珍しからず。斯る場合エックス光線に依る寫眞則ち法廷用光線寫眞 (Forensic radiography) 又は指紋用光線寫眞 (Dactyloscopic radiography) と稱する寫眞に依り有効に解決せらるべし。之を略説せば手指の内側表面は蒼鉛又は炭鉛等の如き重鹽を以て蔽はれ混成白鉛

は指線の底部則凹部のみを充たすものとす。手指の光線寫眞を一見せば白線を以て此底部を反映し磨擦線則ち其凸部は黒色を呈す依て紋線特有の精密なる状態は此の光線寫眞中に甚だ分明に出現するものとす。而して此寫眞も亦普通の方式に依り八吋×八吋指紋カード用紙に貼付すべし。

本記事は唯だ執務中多數の吏員が應用し來れる技術に付き記述したるものにして本局は決して右に異なる方法に依るときは満足なる結果を得る能はずと主張するものに非ざるなり。死亡者の指紋採取を以て自己の努力の新分野となさんと欲する初歩技術者の爲めに特に幾分の助ともならんかとの希望を以て其運用の概略を簡單に茲に記載せるのみ。

三、潜在指紋

潜在指紋とは手指の接觸せる各物件上に残されたる指端より分泌する脂肪又は發汗等に依る通常寧ろ不明瞭なる印象として理解すべし。或場合には其印象を残したる者の生理状態並に其指の接觸したる物件次第にて其印象は肉眼を以て識別せらるゝ程度に極めて明瞭に現はれ居ることあると同時に他の場合には甚だ曖昧稀薄にして寫眞撮影其他の保存方法に適する程度に之を出現せんが爲め粉末の使用其他の手段を経て其出現則ち「現象」を必要とす。

其接觸せる物件上に於ける潜在指紋の残留期間に關しては學說一致せず。空氣の條件も幾分之に影響を及ぼすべきも其印象を残したる者の生理條件と共に潜在指紋附着の物體面の性質は其残留期間に非常なる差異

を生ずるものと認めらる。

其指紋が理想的條件の下に印せられたる場合數日間識別せられ而して何時にても直ちに其現象に適應する状態を以て残存す。例へば若し其印象が一片の硝子、鋼鐵、其他硬質無孔の物體上に存するときは其印せられたる後數日を経て適當の物件使用を以て常に之を現象し得べし。然れども通常其潜在指紋の印せられたる後間も無く則ち汗又脂肪質が其接觸せる物體に附着し而して塵芥、物屑、其他雜物の爲めに侵されざる間に採取すれば最上の結果を得らるべし。

(イ) 潜在指紋捜査

指紋捜査は規則正しく有理の方法を以て入念に之を行ひ、火器、窓其他の硝子等の如き物件に指紋の附着あるや否やを見定め尙ほ且つ指紋の或は残留し居らんかと思はるゝ場所の捜査に十分の注意を集中し、此際何等の物件をも其現存の場所より移動せず又其検査執行の際裸手を以て此等の物件に觸れざる様尙ほ各物件には成べく靜かに軽く之に觸るゝ様に此點特に之を強調せんと欲す。又各種物件に附着する指紋を保護保存せんが爲めに十分の注意を要し若し便利なれば之を包被すべし。尙ほ又其潜在指紋は重合又は混同し居らざるやを發見することに努力すべし。之れ其現形及價値に影響を及ぼし紋線分析の可能性を毀損する場合少からざるを以てなり。

(ロ) 被疑者の選除

犯罪現場に於ける潜在指紋捜査の後其の捜査したる場所の合法的正當使用者全部の指紋は以後不用なるを

以て之を除去すべし。潜在指紋現存の場所捜査の初期に於て其家庭の居住者奴婢及警官其他場所内の物件に接觸せる吏員等全部の指紋は勿論之を採取することを勸告す。之れ嘗て其室に出入せざりし者の指紋則ち「見慣れぬ」指紋の發見に供するが爲なり。又其指紋が最初發見せられたる際其指紋の現實状態を考慮中に止むる必要をも時として生ずることあるべし。詳言すれば其指紋の上に塵末の僅少ななる被覆等なきや否や等とす。之れ其被疑者が現實犯罪の發生前に於て正當に其室に出入し問題の物件に接觸したりと云ふ辯解提出の餘地を與ふるが故に重要なりとす。

(ハ) 潜在指紋の現象

此作業には種々の粉末及液體等を使用す。一般に使用する粉末は白色又は灰色にして極て細微なる白堊及水銀を以て混成し而して黒色粉末は石油ランプの油煙又は木炭末を基礎材料として製したるものなり。市場には至て優秀なる種々の粉末を販賣す。當聯邦調査局の出先職員は此の特別作業の爲めに規定せる數種の粉末を使用す。彼等は又極て細微なるアルミニウム粉や青銅粉と共に龍血粉及特種の白色粉末を並用す。此等の粉末は化學用品店又は藥品店等に於て購求するを得。尤も別に指紋現象用として特に調製せる粉末も亦市場に於て販賣するを見る。然れども潜在指紋現象の爲め粉末使用の必要なき場合も亦尠からざることを強調せんと欲す。時としては其印象は明白に之を認め得るを以てなり。粉末は唯だ寫眞撮影其他に必要な程度に其指紋を現象する爲めに使用することを記憶するを要す。而して指紋は成るべく其儘撮影するを原則とす。

例へば自動車上の油又は脂肪中に明瞭に現はるゝ場合の如きは如何なる粉末も使用の必要なきが如し。粉末の

外にヨヂム煙等も亦紙面上に普通の粉末にては容易に出現し能はざる程度の幽微に現わるゝ潜在指紋等を現象する爲めに使用せられ、又硝酸銀及びオスミウム酸等種々なる化學品も場合に應じ應用せらるゝも然し原證據物上に斯かる方法の適用は其技術者が此等化學藥品の作用に關し相當の經驗を有するに非ざれば餘り其使用を奨勵すべきものに非ず。然れども粉末類は一般に之を利用し而して潜在指紋の現はれ居る物體の表面との色合に適合する粉末の使用問題に付き嚴重の考慮を拂ふべし。尙ほ同時に實驗中の特殊表面の物質に最も適合する粉末使用に關し研究するを重要とす。黑色粉末は總て紙片及薄色硬質の表面若くは薄色エナメル塗の物體に最も適合す。然れども此粉末は或る一定の白色表面には適應せず。例へば硝子等には一切附着せざるが如き之なり。

之に反し白色粉末は能く各種の硝子面に適合し、同時にアルミニウム粉、青銅粉、及龍血粉等は常に磨き上げたる硬質の表面例へば銀製器具及金屬物體の表面に使用せらるゝものとす。又潜在指紋の現實捜査には「フラッシュユライト」又は標準的指紋寫眞機に附屬する特殊光線の使用も亦其一助と爲るものとす。之れ其光線が異常の急角度を以て反射するが故に潜在指紋の實在を現示することあるものとす。指紋既に發見せられ、而して其潜在指紋の現はるゝ表面には其所持する粉末の孰が此際最も使用に適するやに付き技術者に於て決定し能はざるときは其技術者は先づ同質物體の表面の一部に自己の指紋を印し而して其印象を現象するに最も適合する粉末を選択するを良しとす。

然る後ち初めて其と同一種の粉末を其潜在指紋の上に使用するを要す。此の準備方法の採用に依り技術者は其指紋を永久に抹消する不運に遭遇するを避け得べし。此考慮は終始胸中に潜め決して忘却すべからず。技術者に於て既に適用の粉末を決定したる上は潜在指紋現象用刷毛の上に其粉末の極少量を最初に使用するべし。過量の粉末は往々永久に指紋特有の細微點を破壊する恐あるを以てなり。刷毛に粉末を施したるときは其指紋特殊の型狀現われ初むる迄軽く之を指紋の一端より他端に施し、其紋線一度明瞭なる組織を示すに至り技術者は其印象が弓狀なるときは縦横に若し之が平均渦狀なる場合には圓形運動を以て粉末を含みたる刷毛を用ひて之を箒き上げべし。

詳言すれば技術者は其型の印象と一致する刷毛の運用を以て印象上の粉末を箒き取るを要す。斯くて印象中の線形を破壊せず之を箒き得るものとす。粉末不足の箇所には之を加へ過分の處は之を吹き減すべし。又纖維質紙片の如き表面には刷毛の使用は餘り好ましからず。其物件又紙片の一端に粉末の少量を置き之を傾斜し、而して軽く打ちて粉末をして潜在指紋の上を通過せしめ其印象を現出するに足る粉末の附着を残すときは最良の結果を得べし。時として熱度の適當なる使用に依り潜在指紋を固定又は固着せしむることを得るものとす。

技術者が金庫の扉壁等の如き幅員廣大なる表面に涉り、肉眼を以て潜在指紋を認むる能はざる場合にはアルミニウム粉、又は青銅粉を含む霧吹器具を以て之に吹き散らす必要を生ずべし。此際指紋の現出を容易ならしむる爲めに對照を鮮明にする目的を以て最も適當に調和せる混合粉末を使用すべし。此作業の初期に於ても亦過分多量の粉末を霧吹器の中に一度に含ませ、又は箒上作業にも餘り多量の粉末を使用するときは

其紋型を全然抹消する恐あるが故に最少限度の分量を吹付けること緊要なり。粉末撒布の表面に印象現はれたる後過分の粉末付着せりと認るときは霧吹器の護謨球を用ひて之を吹拂ふべし。

(ニ) 潜在指紋の寫真作業

潜在指紋に使用する寫真機の普通型は其寫真器を撮影せんとする物件上に直接に置き、而して外部光線の浸透なく對照し得る様に一定の焦點を適用するバッテリー及バルブを装置したるものなり。此作業には函裝フィルム又は切斷フィルムの保持器を使用するものとす。其フィルムを保持器に嵌込むには切斷フィルムを暗室に携へ行き、而して其包裝を開きたる後一片毎に保持器の適當なる溝道則ち落口に嵌込むべし。其フィルムは一端に備へる尖針の働に依り其地位を保つべし。フィルムを曝用せざるときは楯札のアルミニウム側を外面に向けて挿入すべし。然らば其フィルム曝用の際には右楯札のアルミ側は内面に向ふを以て技術者は一見直に其フィルムの現状を知得べし。

經驗と練習に依り潜在指紋撮影に要する適當の時間量を技術者は十分に了知すべし。粉末と表面との對照バッテリーの強度、フィルム感應の「速度」其他に付き十分の考慮を要す。黒色表面に對する白粉や、白色表面に對する黒粉は、明かに綠色表面に對するアルミニウム粉、若くは青銅粉よりも感應時間の短縮を要すべし。従て初心者には先づ例へば五秒、十秒、十五秒及二十秒と云ふが如き差長を有する曝照時間の三種若くは四種を試みんことを勸告す。其中の最良原版を採用すべし。尤も不正確なる曝照時間量も寫真現象中の注意に依り之を差引き完成することも亦屢々可能なりとす。

潜在指紋にして證據品たる目的を以て現象寫撮したるもの全部は一見直ちに鑑識使用に適する様に適當の記號を附することを注意すべし。其寫真撮影を爲したる者は自身に於て實際の寫真現象及其原版の印刷を監督するを要す。之れ他日必要の際其寫真は其採取したる印象と同一なることを證明せざる可らざることあるを以てなり。警察寫真師不在の際普通の開業寫真師をして其現象及印刷に當らしめたるときは、其者をして同一印象に相違なきことを證明せしむべし。

潜在指紋を發見したる正確なる地位、例へば戸口よりの間隔、寢臺其他物件の上に印せられたる場所を指示することも亦注意するを要す。此事實を缺くときは事件説明の全部に影響を及ぼすことあるを以てなり。従て寫真及其他の提示品は總て斯かる記入を要するものとす。又若し實行可能ならば、指紋を發見したる物件をも併せて證據として提出すべし。潜在指紋へ粉末撒布の後、若し必要と認むるときは雲母又はセルロイド包被紙を以て保存の爲め該指紋を被覆することを得べし。

(ホ) 潜在指紋の浮揚 Lifting

貧弱なる色素の對照や、光線の反映状態や、指紋の發見せられたる物體の雜色質や、又は指紋の物理上の地位等に依り時として有効佳良なる寫真撮取の可能性なきことあり。斯る場合所謂「浮揚」作業と稱する復寫手段を應用す。種々なる浮揚用の良具市場に販賣せらるゝも、其使用に關する一般原則は皆同様なり。先づ浮揚用に使用する浮揚布と稱する巻布(萬創膏に類す)の粘着面、則ち粘液附着側を保護する透明なる被紙を剥ぎ開きたる後指紋を掩ふに足る浮揚布の一片を靜かに浮揚せんとする紋影の上に置き、其物件則ち表

面より右浮揚布の粘着面に指紋の各部分を確かに寫し取る爲めに、強く且つ平均に壓力を加へ、細微なる粒子が全部浮揚布に附着したる時、靜かに物件より之を「剥き取る」べし。然るときは指紋の實影が其浮揚布の上に現はるゝものとす。然る後、其指紋保存の爲め浮揚布を再び被紙を以て之を掩ふべし。

多數の指紋吏員は、孰れも此の浮揚作業は潜在指紋の良影を撮取すること全く不可能なる場合に限り、之を行ふべきことを強調す。何となれば此等の浮揚紋影も亦比較研究、及證據用に供するには之を寫眞に撮影し、且つ之を引伸ばさざるべからず。斯くて作業に手数を加ふる上、一般に此種證據品に不慣なる陪審員を混亂に導くものなりと爲す。尙ほ又タイプ布に浮揚せられたる潜在指紋は常に逆寫にして左右轉倒するを以て比較用としては、尙ほ一回の撮影を要す。而して最後に浮揚作業は指紋を毀損し、又は不明瞭ならしめ、從て原表面の復寫又は再復寫に適せざるに至らしむることを指摘せり。此等の見解も亦特別の考慮價值を提示するものとす。

右の浮揚作業必要の際、或作業者は此目的の爲めに亞硫酸液を以てゼラチン層を取除きたる寫眞用フィルムに粘着面を、粉末撒布の指紋上へ向け之を使用す。又他に平滑にして精製せる内管修繕護膜を使用する者あり。粒子、線筋、斑點等を有せざる餘り粘着力の強からざる物質は常に有効に使用せらる。過度の疎面若は過分の吸収性を有する物質は、撒布せる粉末の總量を吸収して、終に指紋の輪廓を破壊するに至るべし。

(へ) 指紋特質の分析及専門家の證言

潜在指紋既に發見せられ而して之を撮影したる後は其潜在指紋に符合する現實指紋を捜査する必要生ずべ

し。茲に記憶を要することは一個の潜在指紋則ち單指紋を巨萬の彙集指紋本庫中より鑑識することは若し被疑者に關する鑑識資料となる事實を有するか或は個別指紋の記録別庫を設置するに非ざれば殆んど不可能の事に屬す。依て例へば一個の潜在指紋を當聯邦調査局に送達せられたるとせば、先づ本局備付の誘拐、強請其他著名犯罪者の個別指紋記録庫を捜査することゝなるべし。然れども本局の技術専門家は時間の制限を有するを以て直ちに一々其記録本庫の完備せる大彙集に付き詳細にして時間を要する根本捜査を行ふ能はず。然れども其指紋が個別指紋部中に於て鑑別し能はざるときと雖も若し被疑者の氏名及人相の資料が供給せられ其指紋が本局の記録庫中に發見せられたるときは、其同一指紋なるや否やを決定する爲めに本局の技術者は其潜在指紋と本局のインキ指紋とを比較研究するを得るものとす。

如何程明瞭なる紋様なりと雖も潜在指紋の發見は唯だ單に此作業の初歩の一段に過ぎざるものとす。獨り潜在指紋を採取したるのみにして比較用の現實指紋を得るに非ざれば全く何等の價值なきものとす。其潜在指紋と符合する現實指紋を得たる時は技術者は引伸寫眞の準備を行ひ、之に付き紋線に依り各符合點を注意比較し、而して之に關する説明を加ふるを常とす。

潜在指紋の立證は多數の裁判所及び其管内に於て證據品として認められ居れり。若し指紋學に通ぜざる職員が法廷に於て其證言を提供するに於ては折角犯罪の檢舉に價值を有する有力の補助技術たる指紋學の適用も明かに不幸の結果を惹起するに至るべし。依て潜在指紋發達の重要な一條件は資格ある有能の専門家に依り法廷に提供する有効確實なる證明に存することは自ら明かなり。されば裁判所をして其人を資格ある專

門技術家なりと認めしむる爲めに或職員をして或一定の期間専門家として技術上の資格を有するに至る迄研究習得せしむるは甚だ好ましき事と爲す。右に略記せる觀察は嘗て法廷に於て證言を與へたる職員のみが専門家として認めらるゝ必要ありと云ふことを暗示する意味に非ずして、現に指紋型の正確なる解釋、分析及説明に關し十分なる教養又は智識を有せざる無能なる原告及被告雙方の證言を通して折角法律執行の補助機能として發達し來れる斯の指紋學の進歩が障礙を被り居るやに感ぜらるればなり。

裁判所に於ては證人として宣誓を爲したる後其専門家は常に潜在指紋と現實指紋との特有點を指示説明すべきものなり。例へば四個の分岐點、六個の線端、二個の島嶼、及び二個の星點等を舉げて雙方の符合點を説明し、十二乃至十五の符合點を満足に確定するを以て普通十分なりと爲す。然れども之れ潜在指紋に現はるゝ印象の幅員則ち其大小に依り大に影響を被るものにして、其特質が果して中心點則ち三角線又は心點に存するや、將た又其指紋は異常の種類に非ざるや等に依りて自ら差異を生ず。詳言すれば専門家は其指紋は全く符合せる事並に必然的に同一手指を以て印せられたるものなる事を示し陪審員へ満足を與ふるを要す。若し潜在指紋中唯だ紋様の片鱗のみを現はすときは時として毛孔又は氣孔の計算及其分析等深遠なる技術上の研究に涉りて説明する必要なしとせず。

法廷提供の潜在指紋及現實指紋引伸の際問題の諸點が雙法の指紋中同一型及び同一位置に現れ居ることを示す爲めに雙方とも同一幅員の寫眞を準備することに注意を拂ふべし。又大に望ましき事は潜在指紋引伸の際之を硝子板に撮影し置くときは各特有點が完全に一致符合する事を示す爲め、現實指紋の上に重ねて其上

より之を透視するの便ありとす。然れども圖解上の提供説明を以て通常満足を與ふべし。

指紋技術者に於て證據品検査の際其胸中に於て其潜在指紋は確かに考慮中の現實指紋と同一手指を以て印せられたるものと確信する場合にも、時として其潜在指紋とインキ指紋とが壓力又は粉末の塗布作用若くは其他の關係條件の爲めに影響を被り一見相違せるやの外觀を呈することあり。斯かる際には其被疑者をして潜在指紋の印せられたる物件と同一種類の表面に觸れ又は其指を置かしむべし。此指紋を犯罪現場に於て發見せる指紋に用ひたると同一粉末又は浮揚卷布を以て現象するときは、茲に正確なる比較研究を遂げ得るものとす。

(ト) 概括結論

之を要するに當聯邦調査局編纂に係る潜在指紋作業に關する以上の概論は犯罪鑑識の活動に關聯して指紋證據を利用せんと欲する法律執行委員に對し多少の興味參考たらんが爲めに記述したるものなることを注意すべし。本小冊子中叙述せる批評及説明は決して讀者の心裏に本局が處々に指摘したる諸點は唯一有効のものにして潜在指紋に關する他の方法は一切同等に採用すべきものに非ずと主張せざることを記憶せらるべし。又當聯邦調査局は本書を閱覽する各法律執行機關又は其職員が遭遇することあるべき、各種の特別又は特殊の結果に關する諸種の問題に對し喜んで之に回答せんと欲す。

四、指紋に關する裁判判決例

指紋證據に關し主たる裁判々例を編輯せる本編は、有効なる法律執行の補助として此鑑識方法を利用せんとする、法律執行機關の資料として其一助に供せんが爲めに、當聯邦調査局の編纂せるものと爲す。

(イ) 指紋證據の發達、其確實性と承認受理

指紋に關し記述せる初期の裁判々例の一は一九〇四年(印度)法律報告第一號「ナグバル」裁判所第三號皇帝對「サーデオ」事件なりとす。其判決書の一節に曰く。

人物鑑識の正義に關する我が方式の手續は、人類經驗の及ぶ限り、世界中決して各單位の細微點に至る迄互に相類似する二個の人類なしと云ふ、確乎たる事實の適用を見るに至れり。……今日までの我が鑑識證據は粗野にして且つ至て簡易の種類にして、吾人は概して、記憶に依り陳述する證人の口頭證言や、自筆の手跡や、寫眞や、衣類、其他に重を置き來れり。斯る證據に基く判定は動もすれば其誤判に陥る機會に遭遇すること、蓋し尠しとせず。……斯る方法の弱點は、既に數年以前に認められ、而して茲に人類學の發展となれり。然れども人の身長方式に信賴する危険は、二個人類の長差殆んど相等くして其識別を疑はしむる可能性明かなるが爲めに、間もなく多少其弱點を認め、而して此身長方式の一般的適用を避け、段々之を放棄して、今日終に指紋を以て安全確實と認め、之を採用する事と爲れり。

人類の手掌及足裏の表面に現はる、乳頭隆起線は、人類學上の資料として最も重要なりと確められ、人物鑑定用として四指及拇指の腹部に依り印せられたる紋影を鑑識する必要を認るに至れり。

手指の掌面を横斷する雄渾なる、曲線型に流る、平行隆起線の組織、及其隆起線の兩組織の境界が分岐

する處、則ち二個の潮流の中間に起る波狀に酷似する種々なる曲線及渦線の緻密なる獨立小組織充滿せるを發見せられ、又各自獨立の緻密なる小組織を有する空隙は、人類各指の内端に發見せられ、此内端の乳頭隆起線に依り生ずる紋影は、則ち問題の鑑識方法を提供するものとす。人類の個格を特定し、而して其一人を他の全部より個別的に區別せんが爲めに、各個人類に與へられたる指紋型は、此等の「記號」を撮取したるものとす。

自然の共通法則と認めらる、世に全然反覆(同一)のものなしと云ふ原則は、茲に表現するを認むべし。……此問題の研究に身を委ぬる人々は假令類似する外形の種類及紋狀に依り指紋を分類し、及び小分類に之を區別すると雖も、如何なる場合にも、一本の手指の紋影が同一人の他指、若くは他人の手指の紋影と正確に類似(符合)することを決して發見せず。之に反し、比較に依り直ちに其一本を他の全部より識別し得ると云はる。各紋型は其隆起線中多數の「分枝」「根線」「島嶼」及「輪環」等を有し、而して此等の特徴は其人の出生より死亡に至る迄、常に變化せず、又決して全然他と符合するものに非ざるを發見せり。云々

右の事件は有力なる専門家の證言に依り、二回に採取したる指紋が其中間に時日の遠く隔り居るに關らず、其指紋の各細微點に於て、多數の符合點を有し、而して一個の齟齬點をも有することなく、明かに同一手指を以て印せられたることを立證する爲めに、何等別段の證據をも必要なことを證明せり。

パーカー、對皇室(國家)事件(濠洲事件) 14 C. L. R. 681; 3 B. R. C. 68 (1912) に於る唯一の證跡は、夜

盜犯行の際店内に在りし瓶上に發見せる數種指紋中の一個と、刑務所に於て採取せるパーカーの左手中指の印影との比較研究に係りしを以て、右兩指紋の引伸寫眞を證據として法廷に提供し其指紋の撮影に付き刑事調査局指紋部の主任探偵説明の任に當り其兩指紋の隆起點又は紋線等の組織に付き、九個の符合點を陪審員に指摘説明せり。陪審員に於ては有罪の評決を與へ、其通常開廷の陪審長は被告人に對する鑑識の唯一證據が兩指紋の符合點に在る場合、其證據は果して有罪を維持するに足るや否やの問題は、上級裁判所の決定すべき事件なりと陳述せるが、其裁判所は確認判決を以て其問題に答へたり。仍てパーカーに於ては其判決に對し高等法院へ上告する特別許可を願ひ出たるも之を却下し而して其有罪判決は確定せり。

其判決の一部に曰く

「署名」(自署)を以て人物鑑識の證左として之を使用し來りたる間は全く之に依る外なかりしも今や既に人類手指の皮膚上に於る波紋の特異なる事實は假令此點に關し今尙ほ専門家の證明を求むる慣習なりと雖も最早其立證を要せざる迄に一般に之を承認するに至れり。依て指紋は眞實僞筆する能はざる署名なりとも謂つべし。之れ現在世界の大部分に於て承認する處にして其或部分に於ては既に數世紀に涉り之を認め來りたりと信す。英國及び英國領土の各部に於ても既に一般に之を認め居るは確かなる事實なり。從て本事件に於ても被告人の署名が其侵入したる場所に於て發見せられ、而して其犯罪の行はれたる時に其指紋は印せられたるものと云ふ事情の下に發見せられたる以上、陪審員に對し提供する何等の證跡なしと云ふが如きは全く不可能の事に屬す云々。

人民(國家)對ゼンニング事件、252 Ill 534 98 N. E. 1077; 43 L. R. A. C. (N. S.) 1206(1911.)に於ても指紋證據は假令獨立せる強固なる證據なりと云ふ能はずとするも、尙ほ他の證據と共に鑑定方式となり、而して事件起訴の理由と爲るものとして、之を維持し、尙ほ又其専門家の證言は獨り其分類及等差等に關する事務上に止まらず、世間普通人以上の智識及經驗を有する斯かる専門證人が其智識經驗に基き與へたる意見は問題の解決に關し裁判所、並に陪審員の雙方に助力を與ふるものとして之を認むべしと述べ、且つ又指紋鑑識事務に付き經驗を有する者が犯罪現場に於て發見せる指紋を、被疑者の印したる指紋の寫眞と、比較研究の上其決定に基き、其果して被疑者の指紋と一致符合するや否やに付き其意見を陳述すべきものと述べ、且つ又、其寫眞が正しく現實の眞品なることに何等の疑問なしと云ひ、尙ほ本事件に於て指紋鑑定に關する専門家の證言に對し、之を尊重すると否とは、陪審員の決定すべき問題なりと結び居れり。本件に付き與へたる判決理由中大審院長カーター判事述て曰く

犯罪現場に於て發見したる指紋の引伸寫眞と被疑者の指紋引伸寫眞とを比較したるものは證據品として果して正當適法に提供受理すべきものなりや否やは裁判記録中此問題を引用する事件なく、而して我が米國に於ては此點に觸れたる成文法規又は判例なし。此種證據品は英國既に許可受理し居れり。

一九〇九年其刑事控訴院に於て指紋は證據品として之を受理するを得るも假令其證據が人物鑑識の唯一理由なる場合に於ても其有罪判決とは何等干渉を許さざるものとせり (In re Castleton's case, 3 Crim. App. 74) 當米國の裁判所は未だ嘗て此問題に付き解決の總會を有せずして今日に及べり。此科學問題に關する模範

的權威ある學者等は鑑定方式として指紋の使用を討究し經驗上其信頼に價することを表示せり……。寫眞が始めて法廷に提供せられたる時、斯かる工作せられたる寫眞は正當に證據品として提供し得べきものなりやに付き強硬に争はれしも此證據方式もX光線及顯微鏡に依る方式と共に今や問題を生ずることなくして之を承認受理するに至れり……四人の證人(鑑定人)は此方式の基礎問題に關し各々證言する處あり、而して人類の掌中種々なる紋型を有し「弓狀」「渦狀」及び「三角線狀」等として知らるゝものを含み紋狀の型體に依り之を分類するものと述べたり……吾人は以上證言せる四人の證人及び吾人が右に述たる當問題に關する學者の著書所說等に依り指紋鑑識方式は科學的基礎を有するものなるを認め當裁判所は此種證據品を承認受理すべきものと認めんと欲す云々。

州對セルシエロ事件、86 N. J. L. 309; 90 Atl. 112; 52 L. R. A. (N. S.) 1010 (1914)に於て隨意に被疑者より撮取せる指紋に關する専門家の證言を許可し而して死亡者の屍體を發見したる時、其附近に發見せる手斧上の指紋との比較方式に之を用ひたるは違法なりとして抗議せられたり。ニュージャージー州の誤判に關する控訴裁判所のミントール判事は其判決理由書中左の意見を發表せり曰く

本事件に於る證言の大意に依れば被疑者は其拘束中二人の警吏に伴はれ指紋専門家の事務所に至り紙片に其姓名を自署せんことを求められ、其署名作業中其紙片に偶然其指紋を印したりと云ふ。此問題に付き専門家をして其職務上の經驗と共に犯罪捜査に此の技術の應用に依り現實有効の結果を擧たる事を證言するを許したる裁判所の行爲は違法にして且つ越權なりと抗議せられたるが吾人は之と見解を同ふせず。

檢事側の目的は明かに其特殊職務の専門家なりとして、證人の資格を示したるも、本事件に於ける證據として其證言の重量及重要性の決定は裁判所之を陪審員の適當なる裁量に一任せり。之れ則ち人類の努力、學術及び進歩に關する他方面の専門證人の證言の場合裁判所の採用し來れる手續なり。法律上の證據として之を許可したる主義は人類生活の現實事件の進化、則ち時代の進歩及び科學の傾向が、人事各般他の方面に表現しつゝあるに關らず、獨り法律手續上に限り之を否認し能ざるに在るものとす。然れども法律は問題の事實を闡明し、正義の執行を遂んとする努力上、斯かる各方面の教養熟達を有する人々の事業たる科學方式を採用許可して、犯罪事實の表現に之を應用すべきも、其研究努力に對する重要性及効果、並に其結果は全然之を陪審員の考慮裁量に一任すべきものなり云々。

人民對ローチ事件、215 N. Y. 592; 109 N. E. 618, Ann Cas. 1917-A-410 (1915)に於て裁判所は左の如く述べ居れり。

指紋に關する所謂専門家なる人々の證言に付き之を證據として許可するは誤りにして而して被告に對し重大なる危害を及ぼす性質のものなれば、第一級殺人事件に付き被告を有罪と斷せる、ニューヨーク州大審院の判決取消を必要とすと、熱心に主張せられたるも、右の證言は殺人の行はれたる住宅の臺所、戸扉の羽目板上に發見したる五個の指痕に關し提供せられたるものにして、此等指痕を残したる羽目板の部分を切斷して、指紋専門家の研究に供し、而して取調中證據として提出せられたるものとす。其指痕は汚漬したる手指を以て印せられしものゝ如き形狀にて其板の上に残り居り、此指痕に現はるる紋型は人血を以て

印せられしことを立證したり。依て被告の左手の指紋が數回撮取せられ、其試験の際は、被告の左手の手のみ握り、其手は自由に自然の状態に保ち、手指を延して紙上に觸れしめたり。數枚の紙片に印せられたる紋型は、其四指の指紋が羽目板上に現わる、四指と其形狀全く符合するを示し、拇指の紋影は羽目板の下部に残る指痕の線形に正確に適合し、而して此等全部の指痕は全く被疑者の左手の指紋なりと、指紋専門家は宣誓證明せり。

と述べ來り尙ほ引續き述て曰く

科學研究家、及世界各地、大都會の警察部に於ける犯罪捜査の任に當る者が指紋印影の方式に依り、鑑識を遂げ來りたる其進歩發達を眺め乍ら、吾人は法律用として其證據を無効なりと斷ずる能はず。又此の奇抜なる問題を法廷に惹起せし事實あればとて、決して普通法の主義上、認め來りたる裁判所の許可を阻止し得るものに非ず。タイプライター印刷文書、寫眞、及び光線寫眞等と何等異なる處なく、總て同一種類の物件にして、而して此等證據品の受理承認は我が裁判所に於て通常普通の事と爲す。

人物の鑑識を立證せんとする證據は、屢々疑問として不確實なる状態を呈すること尠からず。其互に酷似するが爲めに一人が他人と見誤まられること往々にして、其人物の面相、風姿、身長、面貌其他種々なる條件の爲め推定を誤ることあるべきも普通法の主義上各種の實體事實を立證する傾向を有するものは、其何たるを問はず、其事件に關聯を有するものとして、之を許可するを當然とす。

犯罪の行はれし住宅の羽目板の上に發見したる血染の指痕と、被疑者の指紋との比較鑑識に關する専門家

の證明は、陪審員の考慮に對し、正當の問題にして、而して其證據に對し與ふべき重量を決定するは、裁判所の判斷に非ずして陪審員の職務なりとす云々。

州對コンノールズ事件 87 N. J. L. 419 (1915) に於ては犯罪の行れたる當日、被告は一回以上市内に來りたる形跡を認めたる事、及び侵入せられたる住宅の露臺圓柱上に發見したる指紋が、被疑者の指紋と酷似せるを示し、犯罪主體 (Corpus delicti) を立證せんとするは、州に於て當然の事なりと爲し、而して被告逮捕の後、専門家の撮りたる指紋と比較鑑識する事も亦當然適法の事として之を維持せり。

又、ムーン對州事件 198 Pac. (Ariz.) 288 (1921) に於ても鑑識の目的を以て爲さるゝ指紋印影の比較證明は、資格を有する指紋専門家の提供に係る時は、刑事事件に於て承認受理すべきものなる事を維持し、其證言の重量及價值の問題は之を陪審員の裁量に一任せり。

重ねて又、ラムブル、對州事件 114 Atl. (N. J.) 346 (1921) に於ても自動車の扉口に於ける指紋の寫眞を證據品として提供し、其自動車の扉其物は之を提出せず、被告逮捕の後専門家の撮取したる其者の指紋と、之を比較鑑識せるは正當適法なりと述べ居れり。然るに本事件に於ける爭論の主點は、其自動車の扉其物を提供すべきものなるに、之を提供せざりし爲め、其證明は自動車の指紋の關する限り無効なりと云ふに在りしも、裁判所の意見に従へば、其問題は州對、コンノールズ、事件 (前記 87 N. J. L. 419) に關し大審院は其主張に反對の決定を與へ居れり則ち露臺の圓柱を法廷に提供せず、唯だ其圓柱又は支柱上の指紋寫眞のみを提出するも、亦正當適法なりと爲す判例を指摘し、之を維持せり。

共和制對アルブライト事件 101 Sup. Ct. (Penn.) 317 (1931)に於ては指紋専門家は、硝子の破片に於ける指紋は、其住宅に侵入する入口を作らん爲めに破壊せる、戸口の硝子窓の破片なることを立證し、其指紋は被告左手の食指の紋影と同一なる事を證明し、且つ其判断に到達せる鑑識に關する諸點を詳細に説明せり。尙ほ被告は夜盜侵入の住宅を去る約三丁の箇所に住居する者なるが、其當夜侵入家屋の附近に於て認めたるものありとの證言あり。裁判所は右の事情に照し、其事件を陪審員に附託し、而して陪審員は、有罪の評決を與ふるに證據十分なりと爲せり。

裁判所曰く

吾人は指紋印影の方法に依る鑑識の科學を基礎とする事實に關し、詳細の討議を行ふを必要と認めず。指紋鑑識の正確にして、信賴するに足る事は、最早本州各裁判所に依り、苦心の證明を要せざる迄に、確認せられたるものとす。

男、女、及小兒、各個人の手指に於る乳頭線及紋型は、各他人の指紋より相違せる個別的特型を有するものにして、且つ二個の別人の指紋が酷似符合するは、極めて微分數的稀有の事に屬す云々。

合衆國對ケリー、事件 265 Fed. (2d) 67 (Jan. 18, 1932) に於て裁判所は指紋撮影は刑法の(現行犯)又は容疑犯に付き逮捕せられたる者の取扱上久しく使用し來れる鑑定方法の延長に過ぎざるものと認め、之れ其希望を達する爲めに近代科學の企圖したる甚だ確實有効なる方式と爲し、而して中心都會に於る人口の増加及び人民の大彙集が其社會に於ける個人の識別に付き最早容易に之を鑑定する方法なきに至れる現時代に於

て特に重要缺く可らざるものと成り來れりと述べ居れり。

(ロ) 指紋を採取せられたる者の憲法上の權利侵害主張

註——左に拔萃せる判決は疑なく權威ある判例にして同時に、指紋に關する成文法規を有する

諸州に於ては此等の判決を其成文法規と對照閱讀すべし

指紋の撮取及び被告取調の際に於る其指紋の提供は自己告發に關する憲法規定の違反なりとして論争せらるゝも、犯罪に付き其者を鑑識するに其者の肉體を使用する事に關し最良の説示はホルト對合衆國事件 218 N. S. 245, Page 262 に於ける合衆國大審院の意見中に見出すべし其事件に付きホルムス判事は左の如く述べ居れり。

……刑事裁判所に於て其者自身に對する犯罪の證明を爲さしめんが爲め人を強請壓迫するを禁ずる事(憲法上の禁止)は其者より自白を強要せんが爲めに身體及精神上に強力を使用する禁止を指すものにして事實證明に關し其者の身體を除外する事に非ず。斬る異論は主義として終に陪審員が被告を眺め乍ら證據の寫真と其姿とを比較判断する事をも之を禁止する結論に達すべし云々。

合衆國對ケリー事件(前記) 265 Fed. (2d) 67 (Jan. 18, 1932) に於てバンド巡回判事は被告の指紋を其者に返還すべしと合衆國檢事に言渡せし地方裁判所の命令を取消し述べて曰く

其者に對する各種の檢束は本人に取り迷惑に相違なし。然れども或種の迷惑は社會全體の爲めに之を忍ばざる可らず。指紋撮影に關するが如き輕微なる身體の干涉は相互の爲めに之を忍ぶべきは勿論の事と認む。

未確定の原因に由り逮捕せられ又は逮捕に伴ふ身體の捜査、並に犯罪證據品の押收等は舊來既に之を許容せり。然も其逮捕せられ且つ斯かる侮辱を被りたる者が全然無辜の人物たる事も珍しからず。人民對ガーナル事件 144 N. Y. 119 に於てニュー、ヨーク控訴院は殺人罪を以て告發せられたる囚人鑑定のため、死に瀕せる被害者の面前に其者を伴ふことを適法と認めたり。又同裁判所は人民對ヴァン、ウオーマール事件 175 N. Y. 188 に於て殺人罪に付き告發せられたる被告に對し逮捕の後、其靴を脱がしめ、死亡者の住宅に至る途上の新積雪中に残り居たる足跡に、之を當嵌め比較せる吏員の行爲を正當なりと認めたり。尙ほ又ホルト對合衆國事件 218 U. S. at page 252. に於ては、合衆國大審院は、囚人をして一個の袴を着用せしめ、其袴が其者に適合したりと云ふ證言を以て、其袴は其者の所有品なりし有力の證據なる事を認め居れり云々。

ニュー、ヨーク郡治安裁判所のウアッドハム判事は人民對サロー事件 105 N. Y. Supp. 915 (1917) に於て述べて曰く

被告鑑識の目的を以て、其頭髮、眼色、膚色、斑點、創痕、手型其他其者の風姿に關する證言等を證據として認容し來りたるは、普通法上及び當州の憲法、其他の法規の下に、常に慣行し來れる處なり。指紋は唯だ其手指に現わるゝ紋線の物理的特質の印影に外ならず。依て人物鑑識の證據として、裁判所の既に維持し來れるもの以上に指紋撮取に關し別段の説明を要する事なかるべし。其方法としては唯だ其手指を示して其紋影の記録を許可するのみなるを以て、鑑識決定の目的として被告の指紋を撮取する方式は、主義

上何等異存の餘地あるものに非ず。之に付き何等の苦痛、決意、又は錯誤等の生ずるものに非ず。鑑定及記録の爲めに、被告は唯だ他人をして其指紋の撮取を爲さしむるのみ。(拷問)とは(センチユリー字典の解する處)に依れば「説得の手段として苛酷の痛傷を與ふる行爲」なりとせり。然るに指紋の撮取は全然無痛にして、且つ説得の方法として之を爲すものに非ず。

無決意——則ち何等意思の發動を被告の心中に起さざるものなり。知覺なき者、又は死亡せる者の指紋も、生存者同様正確なりとす。被告に對する指紋撮影の要求は、決して虚偽の自白を被告に強ふるが如き危険なし。被告は證人として何等の證言を與へず。唯だ物理的事實之を物語るのみにして、偽證又は誇張の因を爲す被告の恐怖、希望、意思は何等其指紋の形狀を創作、加工し、若くは其一線をも、之を變更し能はざるものにして、從て其處に何等の錯誤行はれ、若くは虚偽の語らるる恐なきものとす。

指紋の撮取は決して憲法上の禁止精神、又は禁止目的の違反と爲るものに非ず。「グリーンリーフ」曰く「之に關する歴史上、又は主義上、其特權の範圍は口頭、若くは文書を以てするも證言の手續のみに限り、則ち言語を以てする自白の手續のみを含むものとす。之れ決して證人の身體若くは其風姿に存在する周圍の證據に過ぎざる、斯かる物理上のものに適用すべきものに非ず」(P. 409 E. Vol. 1, 16 th ed. を見よ)依て指紋撮取を以て被告に對し自己の犯罪證據の提供を要求するものと爲すは甚だ無理なる立論と謂つべし。之れ全く誤とす。被告は既に事件中の人物なり。裁判所は物理上の検査に依り取調を行ふのみにして、其者檢束中其者の鑑識の爲め其指紋を記録するのみ。尙ほ又其逮捕に依り被告は憲法上の權利を既に剝奪

せられ居ると見るも妨なし、何となれば其者の身體は現に當法廷に出頭を命ぜられ居るを以てなり。

(ハ) 掌紋問題

州對クール事件 42. Nev. 185; 175 Pac. 190 (1918) に於て其故殺事件に被告の掌紋を以て、犯罪現場に於て發見せる血染の封筒上に印せられたる掌紋と、比較鑑識せる専門家の證言は正當に許可受理せられたる事を維持し。

裁判所は判決の一部に於て述て曰く

若し吾人に於て指紋撮印に關する問題を茲に取扱ふものとせば、其進路は容易なり、何となれば米國及び英國の裁判所は、孰れも既に犯罪檢舉の證據要素として、該科學承認の途を開き來れるを以てなり。茲に主たる争點は此際證言せる専門家は、掌紋印影の鑑識に付き意見を陳述する資格を有するや否に存す。而して吾人の了解する處に従へば、控訴人の主張は問題に關し専門家の結論を是認するに足る程度に、掌紋科學が尙ほ未だ十分に發達し居らずと云ふ點に在り。裁判所をして指紋鑑識の専門家を承認せしむると同一程度に、掌紋鑑識に關する其専門家の結論を證言する資格を認むるや否や。之れ此際の重大問題なり。茲に裁判所は判例、著書及び其他の學說を引用したる後、引續き述て曰く (Page 192)。

人類の手掌及び足裏の型線は鑑識の基礎を構成し、發汗の流出を助くる孔穴又は溝渠たる職掌を有する乳頭隆起にして、且つ接觸知覺を補ふ補助機能として、皮膚に弾力を與へ物の滑脱に對する豫防に資するものなるが如し。此等の乳頭隆起は形狀、模型、又は圖劃を構成し居るを以て、研究、調査及び科學進歩の

結果、其特殊形狀に依りて、例へば弓狀 (Arches) 環狀 (Loops) 渦狀 (Whorles) 及び混狀 (Composites) と稱する階級に之を分類せり。指紋に關する科學に一身を捧ぐる人々に依り斯く制定し命名せられたる此等の型線は主として指紋に付き之を論ぜらるゝも、同時に之れ獨り人類の手指のみに限れるものに非ずして、其手掌及び足裏にも同様重要にして、且つ同様不滅の形狀を有す。

指紋問題に關する博學なる著述家、専門家、及び科學者は、人類の手掌及び足裏の表皮に於ける乳頭隆起に依り構成する此等の型線は不變、不滅、且つ永續するものにして其出生數ヶ月前より死後分解作用の生ずる迄、引續き存在するものなりとの意見一致せり。指紋鑑識専門家の多數は人類手指の紋影に付き最も廣汎に之を取扱ふと雖も、其中ガルトン氏を以て第一人者と爲す。或る部分の人々は、其隆起線の模範組織と稱する分類を以て人類の手掌の表面を類別せり。

吾人は該鑑識方式の裏面に横はる、唯一の生理的基礎存在する事、則ち斯く鑑識を遂げ得る現象は、唯だ手指の内端のみに止まらず、人類手掌の全面に涉り、且つ各區分及び各小區分中にも繼續して同様存在するものなりとの争ふ可らざる結論に到達する目的を以て茲に掌紋及び指紋鑑識の全局に涉りて十分に之を説明せり云々。

(ニ) 潜在指紋事件に要する證據の具體量

州對ステッフエン事件 230 N. W. (Iowa) 536 に於ては専門家は潜在指紋が被告の指紋と同一なりと云ふ最後決定の事實を證するものに非ずして雙方の指紋が果して同一なりと云ふ最後の斷案は陪審員の評定權内

に在るものとすと述へ

(共和國對アルブライト)事件の裁判所速記者の記録に従へば其専門家の證言に關する検査點數は潜在指紋及び現實指紋の雙方合計二十二點を比較の爲め記號を附して鑑定せられたることを示せり。

「ラ、ブリユーヅ」の「エドマンド、ロカール」氏は一九一四年佛國リオン市に於て出版せる指紋に關する其著書 (Judiciaire par les Empreintes Digitales) 中指紋鑑定に關する主義として左の三階級に之を約説せり。

(一) 若し十二個以上の明白なる一致符合點あり、而して其紋影明瞭なる場合には、其鑑識は決定的のものとす。

(二) 若し八個以上十二個までの類似點ある場合には、其鑑定は(A)紋影の明白、(B)紋型の珍稀(C)説明容易なる部分に於る線心又は三角線の存在、(D)氣孔の存在、(E)隆起線及溝渠線の幅員、線の方向、及溝渠の角度、等の明白なる一致點等に依るべし。此場合には鑑識の正確を期する爲め、一人以上の資格ある専門家と、其事件に付き協議を遂げたる後に限り、之を確定すべきものとす。

(三) 僅少の一致點のみを發見するときは、此場合には、唯だ一枚の紋影其自身のみにては、確實なる鑑定を與ふるものに非ざるも、其一枚の一致點數及其明瞭性に應じ假定的判斷を與ふのみ。然れども此第三級に屬する指紋と雖も、若し數葉を得るに至れば、其價値は勿論其數に比例し増加するものなりと。

「ウエントウオース」及び「ワイルダー」兩氏は人物鑑識と稱する其著述中「ガルトン」「フキヤイ」「バルサザール」「オロリツチ」及び其他の學者は少くも十二個の類似符合點あるに非ざれば確實なる鑑定は之を遂

げ難しと爲すが如きも其特異型の中心點を説明する爲めに集合する六個又は八個の一致符合點あるときは、議論の餘地なきが如しとの意見を發表せり。正格なる證據の要求に付き疑惑發生するときは一般に承認せられたる裁判所の判決例を調査する必要も亦從て生ずべし。

Archiv für Kriminologie. Band 97. 1. u. 2. Heft.

沃度を以つて検出したる潜在せる
指紋の定着方法に關する提案

ワ―ゲナー

沃度の作用に依つて潜在せる指紋痕を検出することに就ては、既にフランス語、獨逸語、英語、オランダ語其他の著述が澤山ある。これに就て最も詳細な論述を爲してゐるのは、ハインドルの浩翰なる著書「指紋鑑定法の體系と實際」"System und Praxis der Daktylaskopie" 第三版第三二四頁以下である。

沃度に依る検出方法 (Jodverfahren) は——我々はこの點に就てハインドルと全く同意見である——凡ゆる化學的方法の中で最大の特長を持つてゐるが、然しこの方法に依つて獲られた指紋の像 (印象指紋) は長く持たないといふ缺點を持つてゐるのである。この像は極めて速かに消滅する、何となれば、沃度は著しく揮發性に富んで居て、極めて速かに蒸發するからである。

残念乍ら、今日迄は、沃度を充分に定着して、その像を恒久的なものとするには出来なかつたのである。クリーエは沃度を以つて現出せる像 (印象指紋) を没食子酸及び醋酸銀を以つて或は硝酸銀を以つて定着せんと試みた。併乍ら、隆線の像 (Papillarbild) をこの方法に依つて長く持たせることは出来なかつたのである。バウルは沃度を以つて現出せる像 (Jodbild) に甘汞を撒布し、然る後に之を硫化水素蒸氣で黒色にすることを提案してゐる。この方法も亦用ふ可きではない。潜在せる像に精製甘汞を撒布して、之を検出する爲には、豫め、沃度を以つて現出せる像を作ることには不必要である。而して沃度を豫め用ひても用ひなくても、最後に唯残されるところの甘汞を以つて現出せる像 (Kalomelbild) は沃度を以つて現出せる像の正確さには決して及ばないのである。

ロホテは沃度を以つて現出せる像に一〇%の單寧酸を塗布することを薦めてゐる。この方法に依つても、

有益な成果は收められなかつたのである。

ハインドルは、例へば、疑はしき書類検査の場合に生ずるであらうところの、沃度を以つて現出せる像の速かに減失するのを防ぐ爲に、沃度を以つて現出せる像を印象せる紙片を同じ大きさの二個の硝子板の間に置き、硝子板の縁を細長い紙に依つて出来得る限り嚴重に密封することを薦めた。この方法に依れば、沃度の蒸發は困難であり、像は數日後に至つて始めて消滅する。それ故に、沃度を以つて現出せる像を（硝子板越しに）樂々と撮影する時間が充分あるのである、實際の必要には、この方法で大抵間に合つてゐるのである。併乍ら、依然として遺憾な缺點がある、即ちそれは結局指紋の寫眞に依る再生に過ぎないのであつて、その原物ではないといふことである。従つて、良好なる化學的定着方法が重大なる意義を有するであらう。

ハインドルの前記著書の中には、既に斯の如き方法、即ちそれは残念にも失はれて、復活せられなかつた方法であるが、斯の如き方法が嘗て存在してゐたことが述べられてゐる。一八八八年、沃度を以つて現出せる像を定着する爲の或る方法を考出したのは、ウイルヘルム・エーバー博士であつた。彼の「Jodogramm」は今日既に四六年も経つてゐるが今尙ほ完全に原型を保つてゐる、その中の數枚は今以つて保存せられて居り且ハインドルの所有に係るものである。

さて、私の考へでは、私は斯の如き定着方法を完成することが出来たのである。恐らくそれは、失はれたエーバー博士の方法と同一か若は類似の方法であらう。

エーバーも亦當時、沃度蒸氣を使用し、沃度丁幾を使用しなかつたことは、明かである。「Jodbilder」は印

象物體を頗る強烈に腐蝕させる、沃度蒸氣の作用は遙かに均一で然かも緩和である。指痕は、それが脂肪、汗若は他の物質より生ずると否とを問はず、沃度蒸氣の作用を受けるや否や、均一なる沃度飛沫（Jodauflage）に依つて覆はれるのである。さて、沃度蒸氣を以つて現出せる斯の如き像（Joddampfbild）の定着は、私の考へでは、アルカリ沃度化合物を以つて沃度を膠着せんと試みるときは、極めて旨く行くのである。斯の如き像を數年間定着状態に置く爲には、この膠着で充分である。

この定着方法は左の如くである。

指の觸れた物質——紙、戸、床、刃身、窓硝子——を局部的にペトリ皿 Petrischale（細菌學に於て用ひらるゝ如き）の硝子蓋を以つて覆ふ。この蓋の内側に二三の沃度結晶を附着せしめる。密閉せられた場所は直ちに沃度蒸氣を以つて過飽和せしめられ、重き蒸氣は速かに手指の觸れた場所を印象する。隆線の像が美しくハツキリと形作られたならば、直ちに感度を高められた紙（Präpariertes Papier）をこの場所の上に置き、ソット押へ付ける。紙の感度を高める爲に用ひられる處方左の如し。

米澱粉一グラム、水二〇クビツクセンチメートル、カリウム沃度化合物二グラム及びチモール〇・三グラム。米澱粉を糊狀として、之に溶解せるカリウム沃度化合物を加へ、同様に、ゴク細かに粉末化されたチモール（この物質を保存する爲に）を加へる。紙にこの物質を塗布する。紙がまだ充分に乾かない内に、之を「Folie」の上に置き、然る後に再び之を取去る。その結果は素晴らしい、この轉寫に依つて、沃度を以つて現出せる像の全體が頗る鮮明に再現する。沃度は糊狀化された澱粉を暗褐色に色付け、カリウム沃度化合物に依

つて數年間保たれる。像（指紋の）はこの方法に依つて定着されるのである。私は斯の如くして轉寫された指紋の像（Abziehbilder）を四年間保持することが出来、然かも褪色或は分解を認めることが出来なかつた。而して、斯の如き指紋の像は時として、沃度を以つて現出せる原像から、五度若はそれ以上取ることが出来るのである。（三%の）ベンツオールに溶解せる南洋杉の樹脂の溶液をこの像に塗布することを薦めする。罪體（Corpus delicti）はこれに依つて尙ほ一層長く保たれるであらう。勿論、この方法を實行する爲には、數回の練習が必要である。特に、蒸氣を作用せしめる時間を正確に選定せねばならないのである。私の経験では、蒸氣の作用時間を五分乃至十分としたときに、大抵良好なる結果を得た。

硝子蓋を以つて覆ふことの困難な場所及び物體に對しては、私は護謨球（Gummiballon）の付いた小さなフラスコ（先の尖つた壺）を用ひた、このフラスコの中には二三の沃度結晶を入れて置くのである。手でこの容器が温められると、既に沃度蒸氣が発生する、この蒸氣は護謨球を壓縮することに依つて硝子管より押出され、斯くして疑はしき場所がこの蒸氣で覆はれるのである。沃度を以つて現出せる像の上に、感度を高められた紙（sensibilisiertes Papier）を置くべしで確なる時機も亦熟練の問題である。紙は餘りネバネバしてゐても、乾き切つてゐてもいけない。數回實驗すれば、間もなく、正確な時機が発見されるであらう。この方法に依つて、凡ゆる物體の上に指紋を現出することが出来るのである。沃度を以つて指紋を検出する場合は、指紋が汗、脂肪、汚れた手指、粘り氣ある物質、血液、唾液、膠水、乳等に依つて作られ、印象物體として、例へば、便箋、光澤紙、硝子、陶磁器、金屬、リノリウム、木、皮が選ばれた場合である。

物體の上に直接指紋を現出することも亦、可能である、その爲には、沃度蒸氣の作用に依つて指紋が現出したところの硝子、金屬、紙等に直接、前記の糊状化された物質を塗布せねばならないのである。

この論述は恐らく、若干の本誌讀者に對し、私の指示したる方向に於て更に實驗を試みる機會を與へるであらう。

以 上

指紋原紙取扱規程

指紋原紙取扱規程ニ準據取扱フ場合ノ參考事項

- 一、指紋原紙ニハ分類番號ノ記載ヲ要セス
- 二、指紋原紙受刑追加小票ニハ關係書類ニヨリ分類番號ノ判明スル場合ニ限り記入ノコト(其ノ他ノ書類ニ分類番號欄ノ設アル場合亦同シ)
- 三、第二號様式ノ指紋原紙及受刑追加小票作成調書ハ作成ヲ要セス依テ指紋原紙ニ對シテハ別紙「原紙作成分類番號別氏名表」ニ其ノ氏名ヲ列記シ指紋原紙受刑追加小票ニ對シテハ別紙「受刑追加小票作成分類番號別氏名表」ニ其ノ氏名ヲ列記シテ之ヲ添付スルコト(兩氏名表ハ本規定様式ノ末尾ニ置ク)

指 紋

一指紋原紙取扱規程

(大正六年七月司法部
訓令監甲第三六〇號)

改正大正十五年行甲第八一〇號

- 第一條 新ニ入所シタル受刑者アルトキハ其ノ指紋ヲ押捺セシメ別紙第一號様式ノ指紋原紙ヲ作成スヘシ
- 第二條 指紋ノ押捺ハ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル受刑者ニ付之ヲ爲ス
- 第三條 指紋ハ特別ノ事由アル場合ノ外入所後直ニ押捺セシムヘシ
疾病其ノ他ノ事故ニ因リ押捺セシムルコト能ハサリシ者カ其ノ事故止ミタルトキ亦同シ
- 第四條 指紋ノ押捺ヲ要スヘキ者疾病其ノ他ノ事故ニ因リ押捺未済ノ儘出所シタル場合ニ於テハ指紋原紙各欄ニ記入ヲ爲シ表面備考欄ニ押捺不能ノ事由ヲ朱記スヘシ
- 第五條 指紋原紙ハ一人ニ付三通ヲ作成シ其ノ一通ハ原本トシテ身分帳簿ニ編綴シ他ノ二通ハ正本副本トシテ司法部行刑局ニ送付スヘシ
- 第六條 各刑務所及支所ニ指紋擔當者ヲ置キ指紋ノ押捺、分類其ノ他指紋原紙ノ作成ニ從事セシムヘシ
- 第七條 指紋原紙ノ正本及副本ハ刑期三月以上ニ係ル分ハ一箇月分取纏メ別紙第二號様式ノ指紋原紙及受刑追加小票作成調書ヲ添付シ發送スヘシ
刑期三月未滿ニ係ル分ハ其ノ都度發送スヘシ此ノ場合ニ於テハ指紋原紙及受刑追加小票作成調書ノ添付

- 第八條 指紋ヲ押捺セシメタル者左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ指定ノ様式ニ依リ其ノ事項ヲ報告スヘシ
- 一、懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ再ヒ入所シタルトキ又ハ他ノ罪ニ因リ懲役又ハ禁錮ノ刑ノ判決ヲ受ケ其ノ刑確定シ受刑事項ニ追加アリタルトキ(別紙第三號様式)
 - 二、包藏ノ前科アルコトヲ發見シタルトキ(別紙第四號様式)
 - 三、減刑セラレ又ハ加重刑ノ決定ヲ受ケ其ノ刑確定シ受刑事項ニ異動ヲ生シタルトキ(別紙第五號様式)
 - 四、特赦、假釋放、刑ノ執行停止等ニ因リ刑期終了前出所シタルトキ(別紙第六號様式)
 - 五、假釋放ノ取消、刑ノ執行停止ノ取消等ニ因リ復歸シタルトキ(別紙第七號様式)
 - 六、死亡シタルトキ(別紙第八號様式)
 - 七、氏名ヲ訂正シタルトキ(別紙第九號様式)

第九條 前條第一項第一號前段ニ該ル受刑者ノ指紋中前刑身分帳簿ニ編綴シアル原本ノ印象ト對照シ新ナル缺損ノ爲メ指紋ノ分類番號ニ異動ヲ生シタリト認メタルトキハ更ニ指紋原紙三通ヲ作成シ第五條ノ例ニ依リ取扱ヒ尙指紋原紙表面氏名欄ノ上部ニ㊦ノ記號印ヲ押捺シ且其ノ事由ヲ表面備考欄ニ朱記スヘシ

指紋ヲ押捺セシメタル者收容中傷害等ニ因リ指頭又ハ隆線缺損シ指紋ノ分類番號ニ異動ヲ生シタリト認メタルトキ亦同シ

第十條 指紋ノ押捺及受刑追加報告ヲ要スヘキ新受刑者カ收容區分ニ依リ移送スヘキモノナルトキハ其ノ移送ヲ受ケタル刑務所ニ於テ指紋原紙ノ作成發送又ハ受刑追加報告ヲ爲スヘシ但シ當月分指紋原紙又ハ受刑追加小票發送迄ニ移送セサル場合ハ新入刑務所ニ於テ本條ノ手續ヲ爲スヘシ

前項但書ニ依リ指紋原紙ノ作成又ハ受刑追加報告ヲ了リタル場合ニ於テハ其ノ旨移送ヲ受クヘキ刑務所ニ通知スヘシ

第十一條 指紋原紙及指紋ニ關スル報告ハ支所ノ分ハ直接ニ出張所ノ分ハ本所ニ於テ取纏メ特ニ定メアル場合ノ外翌月二十日迄ニ發送スヘシ

第十二條 收容者中氏名詐稱若ハ前科包藏等ノ疑アル爲指紋ノ對照ヲ求メムトスルトキハ原紙表面上部ノ欄外ニ「要對照」ト朱記シ司法省行刑局ニ送付スヘシ此ノ場合ニ於ケル原紙ニハ作成刑務所名及本人氏名年齡外ノ記事ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前項對照濟ノ原紙ヲ受ケタルトキハ之ヲ本人ノ身分帳簿ニ編綴シ置クヘシ

第十三條 指紋原紙ハ左ノ順序ニ依リ押捺セシムヘシ

- 一、指紋ヲ押捺セシムルニハ先ツ表面上欄左手ノ部ニ始マリ中欄右手、下欄左手右手ノ部ヲ經テ裏面左手示指欄ニ至ルモノトス
- 二、表面上欄左手ノ部、中欄右手ノ部ニ各指定ノ指紋ヲ押捺セシムルニハ指端關節ノ屈折部ヲ指紋原紙ノ(折)ノ記號アル黒線ノ直上ニ當テ指爪面ノ一側ヲ同原紙ニ垂直ニ置キ其ノ他側カ同原紙ニ垂直ニ至ルマ

ヲ回轉セシムヘシ但シ印象不判明ナルトキハ更ニ上部ノ餘白ニ押捺セシメ餘白ナキ場合ハ貼紙シテ之ヲ爲サシムヘシ

三、表面下欄左手右手ノ部ニハ拇指ヲ除キ他ノ四指ノ指端ヲ同時ニ指紋原紙ニ平面ニ押捺セシムヘシ
四、裏面左手示指ノ欄ニハ左手示指ヲ回轉押捺セシムヘシ

第十四條 指紋ヲ押捺セシメタルトキハ直ニ本人ヲシテ指紋原紙ニ於ケル受刑者氏名自書欄ニ其ノ氏名ヲ記入セシムヘシ、若シ自署スルコト能ハサルトキハ作成者ニ於テ其ノ事由ヲ記載スヘシ

第十五條 指紋原紙ハ左ノ例ニ依リ記載スヘシ

- 一、指紋ノ分類番號ハ表面上欄中欄各指紋ノ下部左方ニ記入シ尙乙種蹄狀紋ニ在テハ線數ヲ其ノ右方ニ記入スヘシ但シ副本ハ正本ニ依リ其ノ分類番號ヲ寫記シ蹄線數ノ記入ヲ省略スルコトヲ得
- 二、氏名欄ニハ本人ノ氏名ヲ記入スヘシ若シ其ノ氏名受刑者氏名自署欄ノ氏名ト異ナルトキハ氏名欄ノ下部ニ横行ニ其ノ理由ヲ細字ヲ以テ記入スヘシ難解又ハ讀方數個ニ岐ルル氏名ニハ假名ヲ付スヘシ
- 三、身分欄ニハ華士族平民ノ區別ヲ記入スヘシ
- 四、職業欄ニハ逮捕前ノ職業名ヲ記入シ若シ數種アルトキハ其ノ主ナルモノヨリ順次記入スヘシ
- 五、綽名其ノ他ノ稱呼欄ニハ本名以外ノ通稱又ハ俗稱ノ全部ヲ記入スヘシ
- 六、男女ノ別欄ニハ男又ハ女ト記入スヘシ
- 七、分類番號欄ニハ記入ヲ要セス

八、原籍欄ニハ廳府縣都市區町村大字番地ヲ記入スヘシ

九、住所欄ニハ所在地ノ廳府縣都市區町村大字番地ヲ記入スヘシ

十、出生地欄ニハ廳府縣都市區町村大字番地ヲ記入スヘシ

航海中又ハ旅行中ニ出生シタル者ナルトキハ其ノ旨及其ノ届出地ヲ記入スヘシ

十一、生年月日欄ニハ出生ノ年月日ヲ記入スヘシ

十二、作成欄ニハ年月日ハ亞刺比亞數字ニテ記入シ官廳名ヲ記シ作成者ニ於テ認印スヘシ

十三、表面備考欄ニハ左ノ事項其ノ他指紋ニ關シ參考トナルヘキ事項ヲ横行ニ細字ヲ以テ記載スヘシ

イ、指紋ノ缺損不具若ハ負傷疾病其ノ他ノ事由ニ因リ指紋ヲ押捺セシムルコトヲ得ス又ハ是等ノ事由ニ因リ不整ノ印象ヲ生スル場合ニハ其ノ事由

ロ、剝皮創癢其ノ他ノ事由ニ因リ印象不鮮明ナル場合ニハ成ルヘク其ノ鮮明ヲ期シ現ニ押捺ノ印象以上ニ明瞭ナラシムルコト能ハサルトキハ其ノ事由

ハ、外角缺如セル場合ニハ其ノ事由

十四、裏面受刑事項欄ニハ懲役、禁錮及之ト同質ノ舊刑法ニ該ルモノヲ記入スヘシ

記載ノ順序ハ刑執行ノ順ニ依リ遠キモノヨリ近キモノニ及ホシ餘白ナキトキハ同形ノ副紙ヲ原紙ニ貼付シテ之ヲ追記スヘシ

十五、受刑事項中二箇以上引續キ執行スヘキ刑ヲ有スル者ナルトキハ各刑ニ付各一欄ヲ用ヒ執行ノ順序ニ

依リ之ヲ記載シ尙刑名刑期ノ肩ニ朱書ヲ以テ(1)(2)等ノ符合ヲ付シ且(1)刑ノ出所ノ事由及其ノ年月日ノ左傍ニ下欄ノ刑ヲ引續キ執行スヘキコトヲ朱記スヘシ

十六、判決ヲ受ケタル氏名欄ニハ判決書ニ記載シアル氏名ヲ記入スヘシ

十七、罪名欄ニハ併合罪ナルトキハ併合セラレタル各罪名ヲ記入スヘシ

十八、刑名刑期欄ニハ判決ノ刑名刑期ヲ記入シ若シ加重又ハ減刑ニ因リ變更セラレ又ハ未決勾留日數ノ算入セラレタル者ナルトキハ其ノ左傍ニ變更刑期若ハ未決勾留算入日數ヲ朱記スヘシ

十九、言渡裁判所欄ニハ確定シタル判決ヲ言渡シタル裁判所名ヲ記入スヘシ

二十、執行刑務所欄ニハ刑ヲ執行シタル刑務所ヲ記入スヘシ但シ一ノ刑ヲ數刑務所ニ於テ執行シタル場合ニハ其ノ最後ニ執行ヲ爲シタル刑務所ヲ記入スヘシ

二十一、出所ノ事由及其ノ年月日欄ニハ大赦、特赦、假釋放、刑ノ終了、刑ノ執行停止、逃走等出所ノ事由及出所ノ年月日ヲ記入スヘシ但シ現ニ執行中ノ刑ニ付テハ豫メ刑ノ終了ニ因リ出所スヘキ年月日ヲ記入スヘシ

二十二、特徴欄ニハ痘痕、文身、天鰲、創瘕不具其ノ他指紋其ノモノニ關セサル異徴ヲ記入スヘシ

十六條 指紋原紙ノ記事ハ楷書ヲ以テ記入スヘシ

指紋原紙ハ(折)ノ記號アル部分ノ外折ルヘカラス

第十七條 指紋原紙ヲ取纏メ發送セムトスルトキハ正本ト副本トヲ各一括トシ成ルヘク之ヲ平面ニ展ヘ其ノ

包装ヲ鄭重ニスヘシ

附 則

第十八條 本規定ハ大正六年八月一日ヨリ施行ス

本規定ト牴觸スル從前ノ訓令、指示、通牒等ハ本規定施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十九條 本規定第二條ニ該當スルモ從前ノ規定ニ依リ指紋ヲ押捺セサリシ受刑者ニシテ尙收容中ナルトキハ當該者ノ指紋原紙ヲ作成シ其ノ正本及副本ヲ大正六年八月二十日迄ニ發送スヘシ

第一號様式 (表面)

氏名	津田 甚吉	身分	平民	職業	大工	綽名其他ノ稱呼		男女ノ別	男	分類番號	
原籍	大阪府東成郡榎並村大字野江八十番地				出生地	原籍地=同ジ					
住所	東京市麻布區北新門前町十三番地				生年月日	明治十三年三月二十日					
(折) 左 手											
1. 示 指		2. 中 指		3. 環 指		4. 小 指		5. 拇 指			
各指紋ノ回轉及ヒ平面印寫ヲ略ス											
(折) 7	6 18		3 5		7		4 8				
(折) 右 手											
6. 示 指		7. 中 指		8. 環 指		9. 小 指		10. 拇 指			
(折) 9	2		1		8		5 14				
左 手						右 手					
【大正】6年6月11日巢鴨刑務所=於テ作成④						備考 (2) ノ缺損部ハ幼時遊戯ノ際ニ切創ヲ受ケタルモノナリ					
(折) 【大正】6年6月12日 同所=於テ分類④						(5) ノ外角缺如セルモ之レ以上印寫スルコト能ハス					
【大正】年 月 日 =於テ検査											

(裏 面)

指示手左	刑務所	裁判所	始刑期ノ	日年言渡月シ	刑罰名	名罪	判決ヲ受ケタル氏名
受刑者姓名	大阪堺分監	大阪地方	一明治三九、六、一四	一明治三九、六、一四	重禁錮一年	詐欺取財	津田甚吉
自署名	前橋浦和巢鴨	東京區浦和區東京區	一明治四一、九、一〇	一明治四一、九、一〇	懲役三年 △未決勾留三十日算入	窃盗	津田甚太郎
無筆ニ付自署不能	同	同	一明治四四、八、一五	一明治四四、八、一五	懲役四年 △減刑三年	窃盗	津田甚太郎
特 徴	同	同	一明治四八、七、一七	一明治四八、七、一七	懲役五年 △(1)	窃盗	津田甚吉
二面部一體ニ痘痕アリ	同	同	一明治二八、一〇、二五	一明治二八、一〇、二五	懲役六月 △(2)	傷害	津田甚吉
一左前膊ニ櫻花ト盃ノ文身アリ	同	同	同	同	同	窃盗	同
備考	明治二八、一〇、二五 窃盗 同二五、二、一〇 贓物牙保						

△印ハ朱記ノ分

第三號様式

指紋原紙受刑追加小票									
最近前科	刑名刑期	年 月		氏 名					
	執行刑務所	刑務所(支所)		判決ヲ受ケタル氏名					
	出所年月日	年 月 日		刑名刑期(金額)					
分類番號	No. _____	出所年月日	執行刑務所	言渡裁判所	刑ノ始期	言渡年月日	刑名刑期(金額)	罪 名	判決ヲ受ケタル氏名
	左手示指	昭和 年 月 日	刑務所(支所)	區地方裁判所 控訴院	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	年 日算入		

小票第 號 原紙 何刑務所(何支所) 者印

- 一、小票番號ハ曆年ニ依リ更改スヘシ
- 二、原紙記入ノ日ハ司法省行刑局保管ノ原紙ニ記入ノ際要スルモノナリ
- 三、本人ノ氏名カ最近前科ノ氏名ト異ナル場合ハ前科何々事何某ト記入スヘシ
- 四、分類番號欄ニハ全部ノ指紋分類番號ヲ記入スヘシ
- 五、左手示指欄ニハ左手ノ示指ヲ回轉押捺セシムヘシ
- 六、假釋放ノ取消、刑ノ執行停止ノ取消等ニ因リ復歸シタル場合ニ其ノ復歸シタル原刑ノ前後ニ於テ新ナル刑ヲ執行セラルトキニハ原刑ト新ニ執行スル刑トヲ併記シ兩者ノ關係ヲ小票ノ裏面ニ明記スヘシ
- 七、二刑以上引續キ執行スル場合ニハ同一小票相當欄ニ(1)(2)等ノ符號ヲ付スヘシ其ノ他小票ノ記事ハ指紋原紙ノ記載例ヲ準用ス
- 八、參考トナルヘキ事項アラハ小票ノ裏面ニ記載シ表面欄外ニ「裏面参照」ト朱記スヘシ
- 九、小票ヲ發送スルニハ小票ト同幅ノ表紙ヲ添ヘ表紙ニハ何月分小票何枚ナルコト及刑務所名ヲ記シ小票ノ肩ニ設ケアル小穴ヲ透シテ括ルヘシ

第四號様式

指紋押捺者前科發見調書

指紋番號	左 38997 右 72142	最終ノ刑	發見シタル前科
判決ヲ受ケタル氏名	船山常次	關口好司	關口常吉
罪 名	強 盜	窃 盜	窃 盜
刑 名 刑 期	懲 役 八 年	懲 役 六 月	懲 役 一 年 六 月
言 渡 年 月 日	昭和六、三、二八	昭和二、四、一	昭和四、二、五
刑ノ始期	昭和六、四、三	昭和二、四、七	昭和四、二、一
言渡裁判所	前橋地方	東京區	浦和區
執行刑務所	前橋	巢鴨	浦和支
出所ノ事由及	刑終了	同	同
其ノ年月日	昭和四、四、三	昭和二、一〇、七	昭和五、八、一

昭和 年 月 日
何刑務所(支) 所
昭和 年 月 分

△印ハ朱書スルコト

- 一、最終ノ刑ト發見シタル前科トノ間ニ報告濟ノ前科アルトキハ其ノ罪名刑名刑期等ヲ本様式ニ準シテ別紙ニ記載添付スヘシ
- 二、本省ノ通牒ニヨリ發見シタル前科ニ付テハ本調書ノ作成ヲ要セス

第五號様式

△印ハ朱書スルコト

六一

指紋押捺者受刑事事項異動調書

昭和 年 月 日
何 刑 務 (支) 所
昭和 年 月 分

原 番 號	氏 名	紙 作 成 刑 務 所	罪 名	原 刑 言 渡 年 月 日	原 刑 懲 役	刑 變 更 事 由 及 其 刑 期	變 更 刑 出 所 年 月 日	備 考
左 38601	阿部子之吉	宮 城	詐欺	昭和 四、三、一〇	懲役 四年	昭和 七、三、一六	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日減刑
右 47888	中島 銀藏	巢 鴨	窃盗	同 六、二、一五	同 六月	同 八、二、二一	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日減刑
75666	高田 利吉	京 都	窃盗	同 五、八、三	同 一年	同 七、四、九	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日減刑
57651								
23444								
25678								

- 一、記載ノ順序ハ變更事由ノ種類毎ニ逐次記入スヘシ
- 二、累犯加重ノ場合ニ於テ原刑ヲ變更セラルルコトナク更ニ加重セラレ原刑ニ引續キ執行スルトキハ加重刑ノ始期ヲ備考欄ニ朱書スヘシ
- 三、執行着手後通算期間ノ異動其ノ他ニヨリ出所年月日ニ變更ヲ生シタル場合モ本調書ニ記載スヘシ

第六號様式

指紋押捺者刑期終了前出所調書

昭和 年 月 日
何 刑 務 (支) 所
昭和 年 月 分

原 番 號	氏 名	紙 作 成 刑 務 所	罪 名	刑 名 刑 期	言 渡 年 月 日	刑 期 終 了 ニ ヨ リ 出 所 ス ヘ キ 年 月 日	出 所 事 由	出 所 年 月 日
左 42886	高田 くに	前 橋	殺人	大正 六年	大正 一五、一、二〇	昭和 七、一、二五	特赦	昭和 六、四、五
右 87774	大島 國一	浦 和	放火	同 五年	大正 一五、一、二八	同 六、一、三	假釋放	同 六、四、二
35460	石塚 庄作	水 戸	窃盗	同 三年	昭和 三、一〇、三〇	同 六、一、五	同	同 六、四、一五
74362	宮下 磯太郎	市 谷	詐欺	同 三年	昭和 四、二、二六	同 七、三、三	刑ノ執行 停止	同 六、四、一〇
39991	山中 虎吉	札 幌	強盗	同 十年	昭和 七、五、一〇	同 一七、五、一五	逃走	同 六、四、二〇
86534								
87705								
43454								
36445								

記載ノ順序ハ出所自由ノ種類毎ニ逐次記入スヘシ

六三

第七號様式

指紋押捺者復歸調書

原紙	番號	氏名	刑務所	罪名	刑名	出所事由及年月日	執行期	復歸		刑務所	出所年月日
								事由	年月日		
左	45735	川岸万吉	巢鴨	放火	懲役五年	昭和五、二、二	四年五月十日	假釋放	昭和六、四、九	昭和多摩	昭和六、一〇、三〇
右	75756	木原徳次	豊多摩	殺人	同七年	昭和六、二、三	六年二月廿八日	執行停止	昭和六、四、一四	同	同七、一、一七
左	27985	八木寛一	巢鴨	窃盜	同四年	昭和六、四、七	二年五月二十日	逮捕	昭和六、四、一四	同	同七、四、二二
右	75734	八木寛一	巢鴨	窃盜	同四年	昭和六、四、七	二年五月二十日	逮捕	昭和六、四、一四	同	同七、四、二二

昭和 年 月 日
何刑務(支)所
昭和 年 月分

第八號様式

指紋押捺者死亡調書

昭和 年 月 日
何刑務(支)所
昭和 年 月分

原紙	番號	氏名	刑務所	罪名	刑名刑期	言渡年月日	死亡年月日	死亡又ハ死亡ノ確證ヲ得タル事實
右	84453	加藤 政吉	静岡	窃盜	懲役二年	昭和五、八、一〇	昭和六、四、一	刑執行中病死
左	66455	高山 三吉	小菅	詐欺	同三年	同四、七、一	同六、四、五	昭和六、四、五
右	94773	高山 三吉	小菅	詐欺	同三年	同四、七、一	同六、四、五	昭和六、四、五
左	88334	田村金太郎	宇都宮	横領	同一年	同六、一、三〇	同六、四、六	昭和六、三、七
右	99456	田村金太郎	宇都宮	横領	同一年	同六、一、三〇	同六、四、六	昭和六、三、七
左	43354	矢部 龜吉	前橋	詐欺	同二年	同四、三、五	同六、四、九	昭和六、三、二
右	11343	矢部 龜吉	前橋	詐欺	同二年	同四、三、五	同六、四、九	昭和六、三、二
左	24574	中島 太市	巢鴨	強盗殺人	死刑	同五、八、一	同六、四、一	昭和六、三、二
右	38664	中島 太市	巢鴨	強盗殺人	死刑	同五、八、一	同六、四、一	昭和六、三、二

收容中ナルト否トニ拘ラス死亡又ハ死亡ノ確證ヲ得タルトキハ其ノ事實ヲ記載スヘシ

指紋分類規程

六八

第一條 人ノ異同識別ノ爲作成スベキ指紋ノ分類ハ本規程ニ依ル

第二條 本規程ニ依ル指紋トハ指頭内面ニ於テ皮膚ノ隆起セル線又ハ點ヲ以テ形成セラレタル各種ノ紋様ヲ謂フ

第三條 皮膚ノ隆起セル部分ヲ隆線ト稱シ其ノ形狀ニ依リ之ヲ左ノ十七種ニ區別ス(附表第一圖參照)

一、弓狀線 左側又ハ右側ヨリ起リ弓狀若ハ波狀ヲ成シ反對ノ側ニ流ルル隆線ヲ謂フ

二、蹄狀線 左側又ハ右側ヨリ起リ斜ニ向テ走り馬蹄形ヲ成シテ原起リタル方ヘ還流スル隆線ヲ謂フ

三、中核蹄線 蹄狀線中最内部ニアルモノヲ謂フ

四、渦狀線 隆線ガ一回以上圓又ハ楕圓ヲ描キ原起點ニ合セザルモノヲ謂フ

五、環狀線 隆線ガ一箇ノ圓又ハ楕圓ヲ成スモノヲ謂フ

六、接合線 二箇以上ノ隆線ガ一點ニ於テ相接合スルモノヲ謂フ

七、棒狀線 棒狀ヲ成シタル隆線ヲ謂フ

八、短線 隆線中獨立シテ極メテ短キ長サヲ有スルモノヲ謂フ

九、點 隆線中長サヲ有セザルモノヲ謂フ

十、點線 點ノ相連リテ線ヲ形成スルモノヲ謂フ

十一、分岐線 一隆線ガ分レテ二線ト成リタルモノヲ謂フ

十二、幹線及支線 分岐線ノ幹ヲ幹線、枝ヲ支線ト謂フ

十三、接觸線 二箇ノ隆線相接觸スルモノヲ謂フ

十四、島形線 一ノ隆線中ニ圓、楕圓又ハ紡垂形等ヲ含ムモノヲ謂フ

十五、弧狀線 弧狀ヲ成シタル隆線ヲ謂フ(附表第二圖參照)

十六、釣狀線 釣狀ヲ成シタル隆線ヲ謂フ(附表第二圖參照)

十七、介在線 竝行セル二隆線ノ間ニ介在セル線ヲ謂フ

第四條 三角洲 二隆線接合シ若ハ將ニ接合セントシテ竝行シ三角形又ハ之ニ類スルモノヲ謂フ(附表第三圖參照)

第五條 內端 蹄線ノ流レト反對ノ側ニ在ル三角洲ノ外側ノ一點ニ對シ最遠キ中核肩部(蹄狀內端)中核蹄線内ニ在ル棒狀線ノ頂點(棒狀內端)又ハ點(點內端)弧狀線(弧狀內端)釣狀線(釣狀內端)ノ尖端ヲ謂フ(附表第四圖參照)

第六條 外端 蹄線ノ流レト反對ノ側ニ在ル內端ニ最近キ三角洲ノ外側ノ一角ガ隆線ノ接合ニ因ルトキハ其ノ接合點(接合外端)竝行セルトキハ隆線ノ竝行ヲ始ムル中央ノ一點ヨリ內端ニ向テ假想ノ直線ヲ引キ第一ニ觸レタル線又ハ點(竝行外端)ヲ謂フ(附表第五圖參照)

第七條 標準角 二箇以上ノ三角洲ヲ有スル指紋ニ於テ左右兩側ノ三角洲ノ一角ニシテ中央部ヨリ最遠キモ

六九

ノヲ謂フ(附表第六圖參照)

第八條 標準點 標準角ノ頂點ヲ謂フ(附表第六圖參照)

第九條 追跡線 左側標準角ノ下部ノ一邊ヲ成ス線ヲ右側標準角ノ内側又ハ外側ニ至ル迄辿ル線ヲ謂フ(附表第七圖參照)

第十條 指紋ヲ其ノ紋様ニ依リ弓狀紋、蹄狀紋、渦狀紋ノ三種ニ大別ス

第十一條 弓狀紋 弓狀線ニ因リ形成スル指紋ニシテ之ヲ普通弓狀紋ト突起弓狀紋トノ二種ニ分ツ(附表第八圖參照)

普通弓狀紋 單純ナル弓狀線ニ因リ形成スル指紋ヲ謂フ

突起弓狀紋 突出セル弓狀線ニ因リ形成スル指紋ヲ謂フ

第十二條 蹄狀紋 蹄狀線ニ因リ形成シ其ノ隆線ノ流レト反對ノ側ニ三角洲ヲ有スル指紋ニシテ之ヲ甲種蹄狀紋ト乙種蹄狀紋トノ二種ニ分ツ(附表第九圖參照)

甲種蹄狀紋 蹄狀線ガ拇指側ヨリ起リ原方向ニ還流スル指紋ヲ謂フ

乙種蹄狀紋 蹄狀線ガ小指側ヨリ起リ原方向ニ還流スル指紋ヲ謂フ

第十三條 渦狀紋 渦狀線、還狀線、蹄狀線若ハ其ノ他ノ隆線ヲ以テ獨立又ハ混合ニ因リ形成セラレ二箇以上ノ三角洲ヲ有スル指紋ニシテ之ヲ左ノ七種ニ區別ス(附表第十圖參照)

一、純渦狀紋 中心ガ渦狀線ニ因リ形成セラレタルモノヲ謂フ

二、環狀紋 中心ガ環狀線ニ因リ形成セラレタルモノヲ謂フ

三、二重蹄狀紋 中心ヲ爲ス一箇ノ隆線ニ因リ二箇以上ノ蹄線ヲ形成シ其ノ隆線ガ同一方向ニ流ルルモノヲ謂フ

四、雙蹄蹄狀紋 中心ヲ爲ス一箇ノ隆線ニ因リ二箇以上ノ蹄線ヲ形成シ其ノ隆線ガ反對ノ方向ニ流ルルモノヲ謂フ

五、有胎蹄狀紋 蹄線内ニ弧狀線又ハ鈎狀線ヲ有シ其ノ凸部ガ弓形ヲ成シ蹄線ノ口ト相對スルモノヲ謂フ

六、混合紋 二箇以上ノ紋様ヲ有シ一箇ノ指紋ヲ形成スルモノヲ謂フ

七、變體紋 何レノ種類ニモ屬セザル變形ノ指紋ヲ謂フ

第十四條 内端ヲ定ムルニハ左ノ方法ニ依ル(附表第十二圖參照)

一、蹄狀内端 中核蹄線頭ノ弧ヲ含ム假想ノ圓ト蹄線ノ脚トノ接點ニシテ外端ヲ去ルコト最遠キモノトス

二、棒狀内端 中核蹄線内ニ線又ハ點ノ存在スルトキハ前項假想圓ト蹄線ノ脚トノ二接點ヲ結ブ直線ニ達

シタル其ノ數ガ

イ 棒狀線(點ヲ含ム) 一箇ナルトキハ其ノ頂點トス

ロ 棒狀線(點ヲ含ム) 二箇ナルトキハ外端ヨリ遠キ線ノ頂點トス

ハ 棒狀線(點ヲ含ム) 三箇以上ニシテ奇數ナル場合ハ中央ノ一線ノ頂點、偶數ナル場合ハ中央ノ二線ノ中外端ヨリ遠キモノノ頂點トス

ニ 二箇以上ノ線ガ頂點ニ於テ接合スルトキハ其ノ接合點トス
 ホ 二箇以上ノ蹄線及棒狀線(點ヲ含ム)在ルトキハ蹄線ノ脚ヲ夫々棒狀線ト看做シ(ハ)號ニ依リ内端ヲ定ム

ヘ 蹄線交叉シタルトキハ其ノ交點トス

但シ交點二箇アルトキハ外端ヨリ遠キモノトス

ト 蹄線ノ頭部ヲ貫通スル棒狀線在ルトキハ其ノ棒狀線ノ頂點ト貫通セラレタル蹄線ノ頂點トヲ比較シ高キモノヲ以テス

第十五條 外端ヲ定ムルニハ左ノ方法ニ依ル(附表第十三圖參照)

一 接合又ハ竝行外端ニシテ同一方向ニ二箇以上ノ完全ナル三角洲アルトキハ内端ニ對シ最近キモノトシ又不完全ナル三角洲ナルトキハ比較的完全ナルモノヲ以テス

二 三角洲ヲ形成スベキ二線ノ竝行ヲ始ムル中央ノ一點ニ介在線在ルトキハ同點ヲ以テス

第十六條 追跡線ノ起點竝終點ハ左ノ方法ニ依リ定ム(附表第七圖參照)

一 起點 標準角ヲ形成スル隆線ガ接合スルトキハ接合點ヲ以テシ竝行スルトキハ竝行ヲ始ムル下邊ノ一點ヲ以テス

二 終點 追跡線ガ右側標準角ノ内側ニ出ヅルトキハ其ノ標準角ヲ二等分スル假想ノ直線ヲ引キ之ト追跡線トノ交點ヲ以テシ追跡線ガ右側標準角ノ外側ニ出ヅルトキハ右側標準點ヨリ其ノ追跡線ニ向テ比較的

直角ナル假想ノ直線ヲ引キ其ノ直線ト追跡線トノ交點ヲ以テス

第十七條 追跡線ヲ迎ルニハ左ノ方法ニ依ル(附表第七圖參照)

一 追跡スベキ隆線消滅シタル場合ハ外側ノ隆線ヲ追跡ス

二 隆線中斷シ其ノ同一線ヲ發見シ得ザルトキ亦同ジ

三 追跡線ガ分岐セル場合ニ於テ幹線支線ノ區別判明セルトキハ幹線ヲ、不明ナルトキハ外側ノ線ヲ追跡ス

四 追跡線ガ右側標準角ノ内側ニ出テ尙聯曲シテ再ビ標準角ノ内側又ハ外側ニ出ヅルトキト雖常ニ最初標準角ノ内側ニ出デタルトキニ止ムベキモノトス

第十八條 乙種蹄狀紋及渦狀紋ノ線(點ヲ含ム)ノ數ヲ計フルニハ左ノ方法ニ依ル

一 乙種蹄狀紋ニアリテハ内端ヨリ外端ニ向テ假想ノ直線ヲ引キ之ニ觸レタル線(點ヲ含ム)ヲ計フルモノトス(附表第十四圖參照)

但シ内端及外端ヲ加算セズ假想直線ガ外端ヲ有スル介在線ニ重リ或ハ之ト交ル隆線ノ交點ヲ過ルトキ亦同ジ

二 渦狀紋ニアリテハ右側標準點ヨリ追跡線ニ向テ假想直線ヲ引キ之ニ觸レタル線(點ヲ含ム)ヲ計フルモノトス(附表第十五圖參照)

但シ標準點及追跡線ヲ加算セズ假想シタル標準點ノ場合ニアリテハ其ノ標準點ヲ基準トシ初ニ觸レタル

線(點ヲ含ム)亦同ジ

第十九條 弓狀紋ニハ總テ(1)ノ價ヲ附ス(附表第十六圖參照)

第二十條 蹄狀紋ニハ(2)乃至(6)ノ價ヲ附ス(附表第十六圖參照)

一 甲種蹄狀紋ナルトキハ(2)ノ價ヲ附ス

二 乙種蹄狀紋ナルトキハ其ノ線(點ヲ含ム)ノ數ニ依リ(3)乃至(6)ノ價ヲ附ス

イ 線(點ヲ含ム)ノ數 七箇以下ナルトキハ(3)トス

ロ 同 上 八箇以上十一箇以下ナルトキハ(4)トス

ハ 同 上 十二箇以上十四箇以下ナルトキハ(5)トス

ニ 同 上 十五箇以上ナルトキハ(6)トス

第二十一條 渦狀紋ハ之ヲ上流、中流、下流ノ三種ニ分チ(7)乃至(9)ノ價ヲ附ス(附表第十六圖參照)

一 追跡線ガ右側標準角ノ内側ニ出デ線(點ヲ含ム)ノ數四箇以上ナルトキハ上流ト爲シ(7)トス

二 追跡線ガ右側標準角ノ外側又ハ内側ニ出デ線(點ヲ含ム)ノ數三箇以内ナルトキハ中流ト爲シ(8)トス

三 追跡線ガ右側標準角ノ外側ニ出デ線(點ヲ含ム)ノ數四箇以上ナルトキハ下流ト爲シ(9)トス

第二十二條 渦狀紋ノ標準角缺如セルモ的確ニ推定シ得ベキトキハ所定ノ價ヲ附シ然ラザルトキハ總テ(9)ノ

價ヲ附ス(附表第十七圖參照)

第二十三條 蹄狀紋ノ外端缺如セルモ的確ニ推定シ得ベキトキハ所定ノ價ヲ附シ然ラザルトキハ(8)ノ價ヲ附

ス(附表第十七圖、第十八圖參照)

第二十四條 指頭ハ存スルモ隆線ノ缺損セル場合若ハ隆線存スルモ著シク損傷セラレ指紋ノ種類及其ノ價ヲ

附スルコト能ハザルトキハ(8)ノ價ヲ附ス

但シ疾病其ノ他ノ故障ニ因リ價ヲ附スルコト能ハザル場合ニアリテハ一時推定シタル價ト疑問符號(?)ヲ附

シ其ノ事由ヲ備考欄ニ記スベキモノトス(附表第十八圖參照)

第二十五條 指頭缺如シ指紋ヲ押捺シ得ザルトキハ(8)ノ價ヲ附ス

第二十六條 本規程ニ關スル圖解ハ附表ニ依ル

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



第三圖

三南洲

(A点以迄)



第五圖

外端

(A点以迄)



第四圖

內端

(A点以迄)



第六圖

標準角及
標準点



第七圖

追跡線起点及
追跡線終点



第十一圖

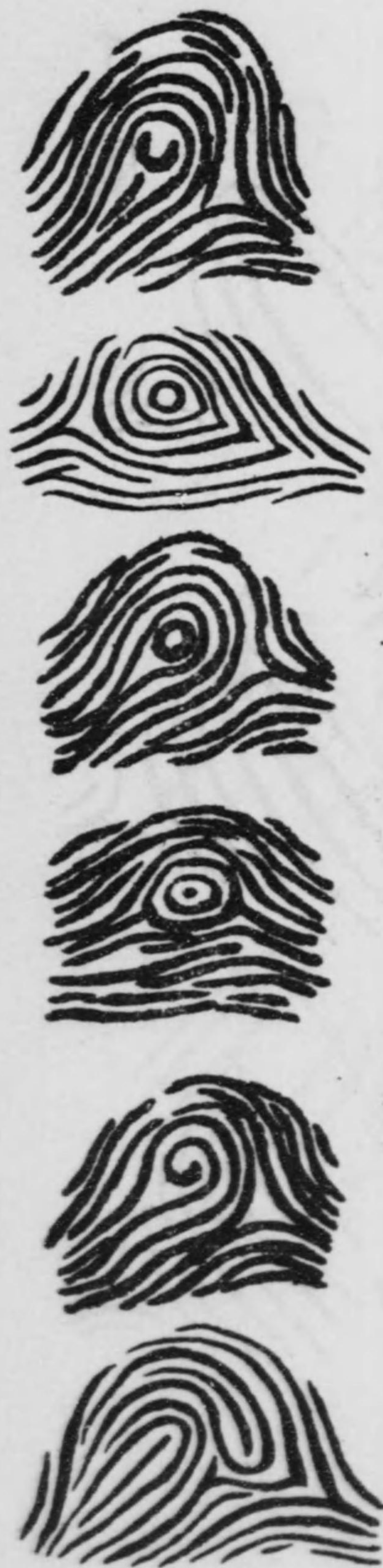
弓狀紋



蹄狀紋



渦狀紋



第八圖

弓狀紋



第十圖

純渦狀紋



第九圖

蹄狀紋



環狀紋



有胎蹄狀紋



二重蹄狀紋



雙胎蹄狀紋



混合紋

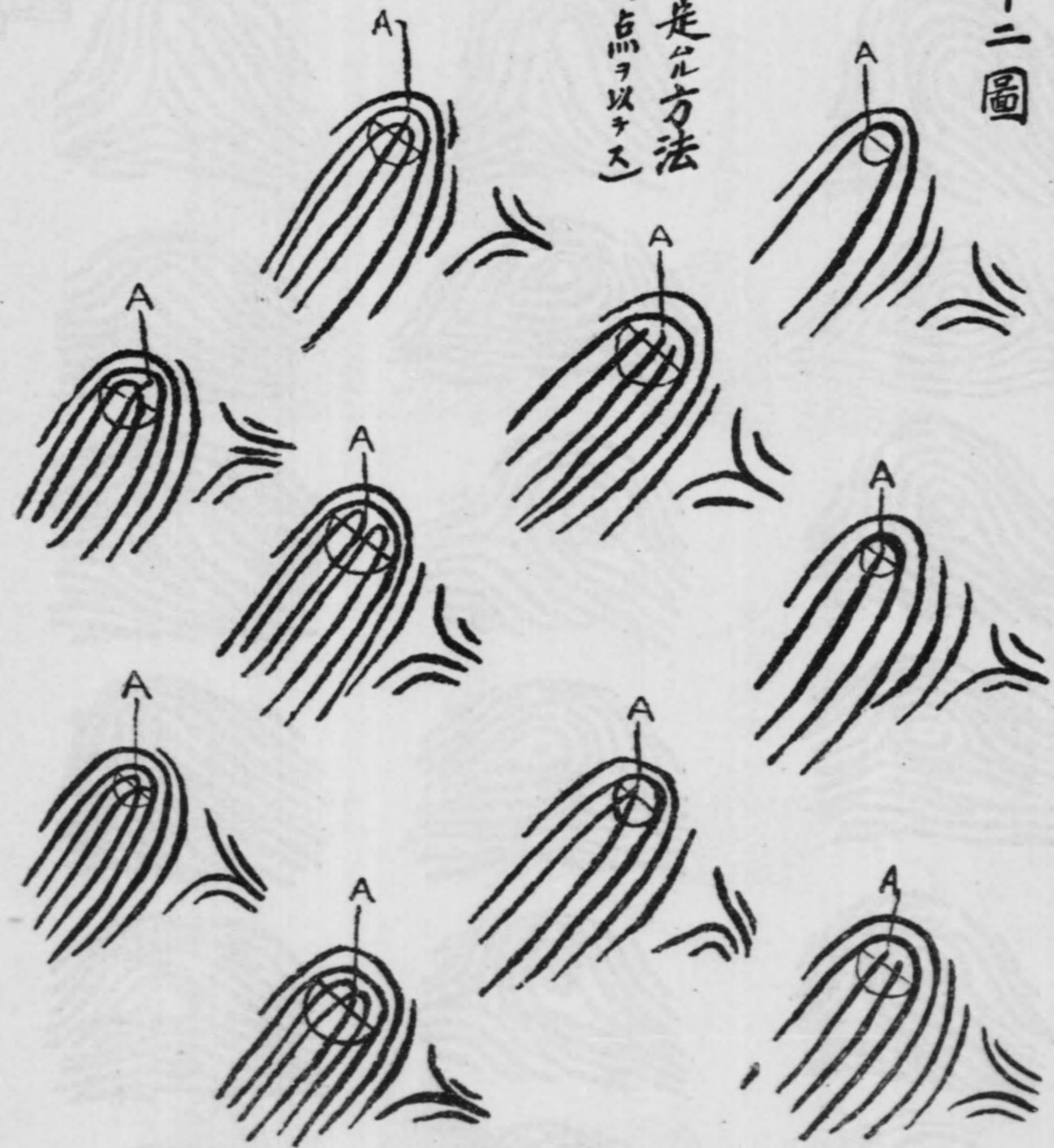


變體紋



第十二圖

内端ヲ是ル方法
(A点ヲ以テス)



第十三圖

外端ヲ是ル方法
(A点ヲ以テス)



第十四圖

蹄狀紋之計算法



第十五圖

渦狀紋之計算法



第十六圖

弓狀紋



左手

甲種蹄狀紋



乙種蹄狀紋



以下左手

右手



價五



上流渦狀紋



下流渦狀紋



中流渦狀紋



推定得ナル指紋



計數ニシテ陸線ナシ

價六



第十七圖

上流渦狀紋
價七



乙種蹄狀紋
價六



左手

隆線十五本以上價六
十四本以下價五

推定し得る指紋

下流渦狀紋
價九



渦狀紋
左右標本再飲如
價九

第十八圖

推定し得る指紋

價〇



米國に於ける指紋採取法

終

號數 年月 司法資料表題

第一號	大正二、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)	第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法案及同理由書
第二號	" 一〇、三	第二回國際少年保護會議議事錄	第二〇號	" 三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第三號	" 二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄	第二一號	" 三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第四號	" 二、二	米國ノ家庭裁判所	第二二號	" 三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第五號	" 二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察	第二三號	" 三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的の立法概観
第六號	" 二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會	第二四號	" 三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第七號	" 二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集	第二五號	" 三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第八號	" 二、六	英國及ラエトスノ警察	第二六號	" 三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第九號	" 二、七	復權ニ關スル佛國法令	第二七號	" 三、八	短期自由刑論
第一〇號	" 二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法	第二八號	" 三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第一一號	" 二、九	英國ノ判事及ますた一論	第二九號	" 三、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法
第一二號	" 二、一〇	英佛ノ辯護士法制	第三〇號	" 三、一〇	獨逸國勞動裁判所法案及理由書
第一三號	" 二、一〇	獨逸ノ辯護士法制	第三一號	" 三、一〇	獨逸國少年裁判所法
第一四號	" 二、一〇	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告	第三二號	" 三、一〇	司法制度改良論
第一五號	" 二、一〇	辯護士倫理	第三三號	" 三、一〇	獨逸新經濟法
第一六號	" 二、一〇	獨逸國調停法案及同理由書	第三四號	" 三、一〇	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之定法文)
第一七號	" 二、一〇	英國監獄制度			
第一八號	" 二、一〇	獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文			

第三五號	大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)	第四九號	大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號	〃 三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威之部)	第五〇號	〃 三、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號	〃 三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんとニ於ケル刑事手續	第五一號	〃 三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號	〃 三、二	佛國借家借地法	第五二號	〃 三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第三九號	〃 三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號	〃 三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號	〃 三、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號	〃 三、〇	佛國商事裁判制度
第四一號	〃 三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號	〃 三、〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號	〃 三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)	第五六號	〃 三、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號	〃 三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號	〃 三、二	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文
第四四號	〃 三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號	〃 三、三	米國少年裁判法
第四五號	〃 三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第五九號	〃 三、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號	〃 三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號	〃 三、一	不定期刑言渡ノ制度
第四七號	〃 三、六	瑞西辯護士法	六一號	〃 三、一	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號	〃 三、七	露西亞事情	六二號	〃 三、二	英關刑事訴訟概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録

第六四號	大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號	大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號	〃 四、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號	〃 四、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號	〃 四、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號	〃 四、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號	〃 四、四	假釋放	八三號	〃 四、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號	〃 四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度(宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議事録)	八四號	〃 四、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論)
第六九號	〃 四、五	諸國ノ刑法草案	八五號	〃 四、五	陪審制度觀察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論
第七〇號	〃 四、六	英國司法警察論	八六號	〃 四、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號	〃 四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號	〃 四、六	正義と貧民(其一)
七十二號	〃 四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號	〃 四、七	正義と貧民(其二)
七三號	〃 四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書	八九號	〃 四、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號	〃 四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號	〃 四、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號	〃 四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號	〃 四、八	英國に於ける警察裁判所
七六號	〃 四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號	〃 四、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)
七七號	〃 四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號	〃 四、九	刑罰に關する制度(其六)完
七八號	〃 四、〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及び司法制度の概觀)	九四號	〃 四、〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號	〃 四、一	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號	〃 四、〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
			九六號	〃 四、一	歐洲諸國に於ける上訴制度
			九七號	〃 四、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)

第九八號	大正二、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號	昭和二、八	チエツコ・スロウアキア共和国の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號	二、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號	二、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號	二、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號	二、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號	二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號	二、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號	二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號	二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和国の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號	二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に関する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第一二〇號	二、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號	二、三	司法ニ關スル法制	第一二一號	二、二	賭博に關する調査
第一〇五號	二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號	二、三	佛國の檢察制度
第一〇六號	二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號	二、三	フレデリック・バイウオスターズ及エディス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號	二、四	保安處分	第一二四號	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號	二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號	二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號	二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號	二、六	單獨判官と司法官制	第一二八號	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號	二、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號	三、六	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一一三號	二、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號	二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察			

第一三一號	昭和三、九	ソヴイエット露西亞の法制(前篇)	第一五一號	昭和五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號	三、一〇	ソヴイエット露西亞の法制(後篇)	第一五二號	五、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號	三、一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號	五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號	三、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號	五、七	獨逸刑法及び行刑法施行法草案
第一三五號	三、二	治安判事論	第一五五號	五、八	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一三六號	四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號	五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號	四、二	刑の量定(前篇)	第一五七號	五、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號	四、三	刑の量定(後篇)	第一五八號	五、二	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號	四、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號	五、三	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號	四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號	六、一	少年保護司指針
第一四一號	四、五	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號	六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號	四、六	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號	六、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號	四、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號	六、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號	四、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號	六、八	佛國司法制度(前篇)
第一四五號	四、一〇	ソヴイエット露西亞民法(前篇)	第一六五號	六、八	佛國司法制度(後篇)
第一四六號	四、一	ソヴイエット露西亞民法(後篇)	第一六六號	六、九	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號	四、二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號	六、一〇	支那歷代刑事法思想(上卷)
第一四八號	五、一	ソヴイエット露西亞刑法	第一六八號	七、二	支那歷代刑事法思想(下卷)
第一四九號	五、二	ソヴイエット露西亞裁判所構成刑法事訴訟法 行刑法			
第一五〇號	五、三	英米獨佛の手形法及小切手法			

第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件取扱小手引
第一七二號	七、一〇	ソヴェート法の理論
第一七三號	七、二	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の栞
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一)
第一七八號	八、一〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二)
第一七九號	八、二	捜査事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、五	ナナスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の覺書)
第一八五號	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、九	德川民事慣例集(人事ノ部) 時代
第一八八號	九、一〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポイランド改正刑法 及ポイランド遠警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡 宣言猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一九二號	一〇、二	德川民事慣例集(動産ノ部) 時代
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	一〇、五	ポイランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號	一〇、六	刑法提要(上)
第一九七號	一〇、七	ソヴェート・ロシアは犯罪を克服 する
第一九八號	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條例
第二〇〇號	一〇、一〇	一九一二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄
第二〇一號	一〇、二〇	一九一二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に付ての審査委員會會議記 錄

第二〇二號	一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、三	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	一一、一	德川 民事慣例集 不動産ノ部(上) 時代
第二〇六號	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	一一、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	一一、四	佛國民事訴訟法改正案
第二一〇號	一一、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定著方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表

33. 7. 4

3-11

